

文 教 委 員 会

日 時：平成19年9月19日（水）

相模原市議会

文 教 委 員 会 会 議 録			
平成１９年９月１９日		開 会	午前９時３０分
		閉 会	午後７時１０分
出席者	委 員	小 林 正 明 加 藤 明 徳 山 下 昌一朗 古 内 明 ○西 村 綾 子 阿 部 善 博 △江 成 直 士 竹 越 早 苗 大 沢 洋 子 岸 浪 孝 志	
	議 員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		雨宮教育長 溝呂木教育局長 三沢教育環境部長 永井学校教育部長 榎田生涯学習部長 村上教育総務室長 和田同室主幹 木下総合学習センター所長 森本同所担当課長 井村同所担当課長 天野同所担当課長 須藤学務課長 野田学校保健課長 栗本南部学校給食センター所長 金井城山学校給食センター所長 井上津久井学校給食センター所長、田辺学校施設課長 田中同課主幹 弦巻城山教育課長 上野同課主幹 八木津久井教育課長 深澤相模湖教育課長 小菅藤野教育課長 諸角同課主幹 佐藤学校教育課長 山口同課課長代理 五十嵐同課担当課長 鈴木同課担当課長 矢澤同課担当課長 小泉教職員課長 木原相模川自然の村野外体験教室所長 野村同所主幹 小西青少年相談センター所長 高橋生涯学習課長 嶋崎津久井生涯学習センター所長 大川文化財保護課長 西原スポーツ課長 大貫同課主幹 小林図書館長 野々村視聴覚ライブラリー館長 田所相模大野図書館長 天野橋本図書館長 大貫博物館長 佐久間財務課主幹 隠田総務課主幹 山崎藤野町地域自治区事務所長	
事務局職員		今田議会事務局長 北野議事調査課議事班主任 川野同課調査班副主幹	

会議に付した事件	議案第 1 1 5 号 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 2 1 号 平成 1 9 年度相模原市一般会計補正予算（第 2 号・所管部分） 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分） 議案第 8 6 号 平成 1 8 年度城山町一般会計歳入歳出決算（所管部分） 議案第 9 1 号 平成 1 8 年度藤野町一般会計歳入歳出決算（所管部分） 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度存続と教職員定数改善計画早期策定を求めることについて 委員会行政視察について
傍聴者	あ り
署名	委 員 長 副委員長

午前9時30分 開会

○西村委員長 ただいまから文教委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議案第115号 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例について

○西村委員長 議案第115号相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があれば、願います。

○溝呂木教育局長 議案第115号相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○西村委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 現場を見に行き、A面とB面のコートが離れているので、ちょっと歩いてみたが、歩道は草ぼうぼうの状態で、幅員も狭かった。また、前の道路へ車が物すごい勢いで抜けていき、朝の時間帯は自転車もかなり通っているようで、安全対策をしないと、とてもじゃないが、A面とB面の行き来ができない状況ではないかという印象を受けたが、どのような対策を行うのか。

○西原スポーツ課長 大野台南テニスコートのA面とB面の間の歩道の安全面についてだが、今、草がある状態なので、道路管理者と草刈り等を、また、歩道が狭いので、利用者に安全面における周知を徹底したい。A面の利用者は一度、B面の管理事務所に行ってから利用をすることになっているので、その際の安全面についても注意を促したい。

○阿部委員 地図を見ると、真ん前に県の相模原浄水場があり、さくの中をのぞくと、立派なテニスコートが2面あった。こちらも使ったらど

うなのかという印象を感じたが、そのような働きかけはしたのか。

○西原スポーツ課長 広域水道企業団のテニス場については、以前、お借りできないかということでお願いに行ったところ、あの下には水道の水槽があり、セキュリティの面で一般に開放することは難しいということで断られた経過がある。その代替と言っては変だが、今回の土地を企業団からお借りすることができた。

○阿部委員 平成18年9月議会の文教委員会で、ほかの施設利用料の質問に対して、当時のスポーツ課長が、既存の施設等を利活用し、各企業や大学と連携をとりながら進めていきたいという答弁をされており、テニスコートの利用者が非常に多いという答弁もあった。いろいろ工夫をするということで、今回もその一つかと思うが、ぜひ真ん前にいいコートがあるのだから、いろいろ問題があるのもわかるが、活用の方針を探ってもらいたい。

現地は、道を一本それてしまうと、道路が舗装されていなかったり、畑ばかりだったり、産廃事業者があつたりと、場所的にすごくわかりにくいという印象を持った。周知方法についても工夫が必要ではないかと思うが、その辺の対策を伺う。

○西原スポーツ課長 オープンに向け、広報やホームページ等で場所の周知を図りたい。わかりづらい場所なので、都市計画道路村富相武台線、それから都市計画道路嶽之内当麻線からの進入について、立て看板等の設置も検討していきたい。

○阿部委員 周りに民家がなく、スポーツをするにはいい環境だという印象があつた一方、例えば夜は若者のたまり場になってしまうような心配も感じた。これから課題はまだまだあると思うので、しっかり対応して取り組んでももらいたい。

○加藤委員 私も夕方から夜間にかけて現場に行ってみたが、歩道についてはそういった対策をとられるということで、よろしくをお願いしたい。

今回、土地を借りることができ、需要があるので、テニスコートをつくることになった。施設をつくるに当たっては、その施設をつくることによる、全体的な状況を見ていくことが必要である。この周辺道路、例えば県道52号線は非常に入りづらく、右折をして行く利用者も非常に多いかと思うが、仲よし小道との交差点は道路の真ん中に分離帯があり、非常に変則的な交差

点になっている。逆にテニスコートの方から帰ってくる場合も合流するとか、交通安全対策上、いかがかと思う。また、村富総武台線、嶽之内当麻線に立て看板をつくるにしても、両方ともかなりスピードを出す車が多いので、看板を立てる場所によっては、急ブレーキをかけて左折される場合もある。施設だけではなく、こういったさまざまな対策も含め、周辺地域の事情も考えた中での各課との連携が必要だと思う。オープンが迫っているが、その辺について、どのような対策に取り組んできたのか伺う。

○西原スポーツ課長 仲よし小道の交差点については県道であり、またすぐそばに都市計画道路村富相武台線との交差点がある。そういうことから、現在、神奈川県、市の担当課と安全対策について協議を進めているところである。今後も、オープンに向けてどのような安全対策が図れるか、よく協議していきたい。

○加藤委員 その点は、しっかりお願いしたい。

それから、先ほど阿部委員から朝の時間帯は自転車が非常に多いという話があったが、夕方も同じような状況である。また、このテニスコートを利用する人は必ずしも車で来る人とは限らないわけだが、周辺は樹木がうっそうとしている部分もあるが、防犯灯の数も非常に少ないので対策が必要ではないかと考える。他局との調整になるのだろうが、その辺についての連携はとられているのか。

○西原スポーツ課長 防犯灯については、現在、担当課と協議しており、不足しているところについては、防犯協会により防犯灯を設置していただくよう、お願いしているところである。

○加藤委員 今回のテニスコートに限らず、これからまたいろいろな施設整備もあろうかと思うが、施設面だけではなく、それを設置することによって全体的な影響をどう及ぼすかということも精査しながら、必要に応じて各関係課との調整を図り、しっかりした体制が整えられるよう、これからも努力してもらいたいと思う。

○竹腰委員 相模原市内の市の施設としてのテニスコートは何面あるのか。また、その利用率について伺う。

○西原スポーツ課長 旧市内と4町をすべて入れると48面ある。それから利用率だが、旧市が年間平均90%以上、城山町の中沢が70%、

名倉が５％、青野原が８．５％、相模湖町林間公園が１７．５％、他については平均３０％前後である。

○竹腰委員 日曜日と祭日の利用率はいかがか。

○西原スポーツ課長 今、申し上げたのは、平日、日曜、祭日をトータルした平均である。旧市においては、平日、休日ともほとんど９０％以上の利用率である。津久井方面においては、平日はかなり低い利用率となっている。

○竹腰委員 地域によってはテニスコートが不足しているところもあるようなので、これからも市民の利用に不自由をかけることのないよう、スポーツ施設の充実を要望していきたい。

○大沢委員 経営会議の結果を拝見すると、通常経費が収入見込みで４５０万円と出ているが、この見込みはどういうところから出しているのか。

○西原スポーツ課長 同じくナイターがなく、昼間だけの利用をしている鹿沼公園のテニスコートを参考に算出した。

○大沢委員 ナイターがないところという部分だけで算出したのか。

○西原スポーツ課長 コートが４面ということ考慮に入れて、鹿沼公園を参考にした。

○大沢委員 支出見込みで４４０万円弱を上げているが、これは大体見込みがつくと思う。このテニスコートの土地は寄附ということだが、今、言われたナイターがないところとかテニスコートの面の数だけで収入を見込むのはなかなか難しいと思う。支出も当然あるわけで、それに見合った収入にしていかなければならないが、ほかにどのようなことを考えているのか。

○西原スポーツ課長 ２時間単位の利用となっているので、その辺を考慮した収入見込みになっている。それから、土地については無償の５年契約でお借りしている。

○大沢委員 ５年後はどのようなになるのか。

○西原スポーツ課長 ５年ごとの無償の貸借契約になっているが、自動更新となっており、担当課としては永久的にお借りしたいと考えている。

○大沢委員 テニスコートの利用者が多いということは聞いている

が、やはり市民への周知を徹底し、利用率の向上を目指してもらいたい。

○西村委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 1 1 5 号相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○西村委員長 起立総員。

よって、議案第 1 1 5 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 1 2 1 号 平成 1 9 年度相模原市一般会計補正予算（第 2 号・所管部分）

○西村委員長 議案第 1 2 1 号平成 1 9 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔三沢教育環境部長説明〕

○西村委員長 これより質疑を行う。

○古内委員 3 8 ページの小学校統合推進事業について伺う。今後の統合校の跡地利用の方向性を伺う。

○山崎藤野町地域自治区事務所長 もう既に跡地利用をされている学校もあったので、そんなことを踏まえながら、吉野小学校については従前から地域の方で検討を重ねられてきている。おおよその方向づけがなされ、町にも要望が来ているので、藤野町の地域協議会で協議をしていきたい。また、小淵小学校については手が挙がってきていなかったが、7 月の市政懇のときに地域の方から組織の立ち上げを後押ししてもらえないかというふうな提起があり、8 月末に藤野町地域事務所において各自治会長を集めて跡地利用に対する検討委員会を立ち上げた。これから内容的に詰

めをしていく段階になっている。

○古内委員 それは地域協議会的なものなのか。

○山崎藤野町地域自治区事務所長 吉野小学校については、地域協議会でも協議をしていく。また、小淵小学校についても、地域から具体的な要望があれば協議をしていくことになっている。いずれにしても、跡地利用については、従前から地域の声を聞きながら検討していくということで来ているので、よろしく願いしたい。

○古内委員 この先、人口減が予想されるが、今後、再統合しなければならないような状態に陥る予測はしているのか。

○山崎藤野町地域自治区事務所長 旧藤野町には小学校が10校あったが、平成15年4月から20年4月までの間に3校にするということで段階的にやってきた。20年4月が最終段階ということで、吉野小と小淵小を藤野小に合併して完了する。平成15年4月の段階では町内に600名ほどの児童がいたが、19年4月の段階では450名ほどとなっている。来年4月に統合する藤野小学校については300名、藤野南小学校については100名、藤野北小学校については70名ほどになる。

○須藤学務課長 再統合についての考えだが、藤野地区の小学校の統廃合事業については、合併前に藤野町において進められていた事業を新市においても引き続き実施するということで、合併の調整方針に基づき進めているものである。あわせて、通学区域等についても現行どおりということで、新市に引き継いだところである。今後、合併した津久井地域に限らず、市全体としても学校規模については課題があると認識している。今後、児童、生徒数の推計や地域性等を踏まえながら、新市として検討していく必要があると承知している。現在のところ、再統合の計画はない。

○古内委員 平成18年度版の統計書という藤野町の冊子を見ると、平成10年には小学校1年生が123名いたが、18年度では66名と半分に減っている。この先、どんどん子供たちが減っていけば、当然、学校もだんだん縮小せざるを得なくなると思うが、将来的な見通しについて何か方策があれば伺う。

○須藤学務課長 全国的な傾向だと思うが、これから児童が減っていく中で、本市においても児童——小学生が減少していく傾向が見られる。

具体的な方策については、今後、さらに検討していきたい。

○古内委員 今、国の方ではマルチハビテーションというシステムを推進しようとしている。これを用いれば、将来的には少しずつ人口が減っていくというような施策もとられていく。そういったことで、これからはこのマルチハビテーションを全面に打ち出し、地域の活性化に役立ててもらいたい。

○加藤委員 理事者の皆さん、また、委員の皆さんの中で、自分の母校が統廃合されたという経験をしている方がどのくらいいるかわからないが、千葉県の私の田舎の母校が——小学校と中学校がほぼ隣接している学校で、開校以来110年以上たった学校だったが、中学校が数年前に統廃合された。特に山間地に行くと、地域の人たちにとって学校というのは大きな位置付けを占めるものである。その中で、ただ単に思い出をつくるというだけではなく、その思い出がこれからも生きるような形での思い出づくり事業にしてもらいたいと思う。

私どもの学校には開校当時からグラウンドにイチョウの木があった。閉校時に全国から卒業生がグラウンドに集まった際、そのイチョウの木の種から苗を起し、小さなプラスチックの容器に入れたものを配った。私の相模原の家の庭にも植えてあり、今、高さが2メートル近くまでなっている。小さいときから学校で見た同じイチョウから生まれた新しいイチョウを毎日、目にする中で、しっかりと自分たちの学校の思い出がそこに残っている。また、学校の校舎も建てかえが行われたが、いまだにその当時のホームページをきちんと見られるようになっている。全国からそういう人たちが集まって、地域のためにという思いを忘れないような特別な記念事業を行ったわけだが、閉じるための思い出ではなく、次に開くための思い出づくりという部分については、どのような考え方を持っているのか。

○小菅藤野教育課長 この思い出づくり事業では、記念誌の発行、閉校式典の実施をする。来月、市長、教育長を交えて児童と一緒に過ごし、記念誌に残していくというような試みも考えている。また、学校関係者も含めて、地域の方々も思い出づくり事業実行委員会に加わっており、こういった試みを後世に残していくとともに、地域の方にも記念誌をお配りし、地域住民の心にも思い出として残していきたい。

○加藤委員 自分の母校がなくなるというのは、遠く離れている人間にとっても、非常に寂しいものである。これをきっかけに、また新しいスタートになれるような形での支援についても、これからしっかり取り組んでいってもらいたいと思う。

○阿部委員 補正予算書４０ページの学校保健費の学校給食施設・設備整備事業に関して伺う。オール電化ということで給食室を整備した際の備品という説明だったが、４，７００万円の内訳を伺う。また、藤野小、藤野北小が対象ということだが、生徒数と食器購入数について伺う。

○野田学校保健課長 学校給食施設・設備整備事業だが、需用費３００万円については給食用の強化磁器食器と食器用のかご等、消耗品が主なものである。また、備品購入費４，４００万円について藤野小学校給食室の備品であり、電気回転釜、焼き物器、食器、食缶等の洗浄器、消毒保管庫といったものが主なものである。

次に、藤野小と藤野北小の児童数と食器購入数だが、藤野小学校と藤野北小学校の児童と教職員を合わせると約３８０人である。この３８０人分の食器と、食器の破損等に備えて予備を１００食分ということで、合計４８０食分の強化磁器食器を準備する計画である。

○阿部委員 この部分については、前回の６月議会で古内委員から質問があり、調理機器代、厨房機器代としては従来のプロパンガスに比べて４８０万円ほど高くなるが、一方で空調設備や換気設備では縮小化が図れるという答弁があった。今の答弁を聞いていると、厨房機器の購入は入っているが、空調設備や換気設備は前回の分で終わっているのかなという印象を受けたが、この辺の確認をしたい。

○田辺学校施設課長 基本的に空調設備、換気設備については工事の中で完了している。

○阿部委員 オール電化ではなく、通常の間備を整備した場合の違いはどのように見積もっているのか。

○田辺学校施設課長 基本的に給排水、衛生設備は同じである。空調設備では８５０万円ぐらいのものが５３０万円になり、換気設備では７７０万円ぐらいのものが４００万円になり、厨房機器以外の内訳としては全体で３００万円ぐらい減少する形になっている。

○阿部委員 今回、空調の部分は入っていないと思うので、厨房の部分を伺いたい。

○野田学校保健課長 厨房機器についてだが、従来型の都市ガス等の回転釜は300万円ほどだが、電気回転釜は600万円ぐらいで、倍の値段になっている。

○阿部委員 食器も含めて、入札の状況について伺う。

○野田学校保健課長 強化磁器食器について相模原市独自のプリントをしており、競争入札を行っている。今後も同様な形で契約していきたい。厨房機器についても同様に、例えば電気の製品型を示した中で契約していきたい。

○阿部委員 6月議会では、オール電化については、それぞれ利点や課題があるけれども、今後、これを生かしていい方向に持っていきたいということだった。そういう中で、どういうところにはお金がかかるけれども、どういうところには利点があったというようなことを明確にしておかないと、なかなか話もしづらいのではないかという印象を受ける。これからまだ状況を追っていく部分があるので、しっかり整理をして取り組んでもらいたいと要望する。

○江成委員 給食設備について伺う。今の説明で、個別の備品は高くなるけれども、空調関係で安くなるということで、それほど大きな開きがないのではないかと理解した。この間の代表質問では、今のところ、他にオール電化の備品を整備する計画はないという答弁だったが、なぜオール電化を選んだのか。

○田辺学校施設課長 オール電化については、旧町でいろいろ検討した経過がある。幾つかメリット、デメリットがあり、それは6月議会でもお話ししたところだが、狭い敷地でも対応できたということが結果として一番よかったのではないかと。今後については、学校保健課も学校施設課も議論はしていないが、これから既存の建物を改築していく中で土地の確保が非常に難しい学校がかなり出てきているので、そういった点で、オール電化についても選択肢の一つということで議論にはなるのではないかと考えている。

○江成委員 安全性にも配慮しているという理解でいいのか。

○田辺学校施設課長 基本的に安全面ではすぐれていると思っている。

○江成委員 先ほど加藤委員から統廃合で廃校になった学校の卒業生としての気持ちが率直に語られたが、過去に統廃合で統合された側——今まで通っていた学校が廃校になり、新しい学校に移った児童の中で不安感が広がり、いわゆる保健室登校になった児童も目立っていると聞いている。今回、そういった児童の心のケアについては、どのような対応を考えているのか。

○小菅藤野教育課長 今までも統廃合を行う前年度に交流学習会を開催してきた。今回も既に吉野小、小湊小、藤野小の3校の児童が藤野小に集まり、学年ごとに学習会を開き、友達づくりも含めて、子供たちが安心して学校生活が送れるように取り組んでいる。今年度は既に藤野小で各学年、二、三回程度、実施している。このほかの取り組みとしては、子供の不安や戸惑いといったものをケアするため、特別に統合後何年か職員を加配し、職員が児童の相談に応じている。学校側の話を聞くと、個々の小さな問題はあろうかと思うが、比較的、円滑に学校生活が送れていると聞いている。

○江成委員 子供たちはいろいろ心に不安を抱えているので、細やかに丁寧に関心を持って一人一人に対応するのが一番大事なことだと思う。加配も含めて措置をされているということなので、ぜひよろしくお願いしたい。

もう1点、3つの学校が1つになるわけなので、いわゆる旧学校の備品の整備統合というのにも相当な事務量になるのではないかと思う。この点について、どのように対応しているのか。

○小菅藤野教育課長 備品の整理統合については、既に教育委員会の関係課から学校の方に説明している。去る7月24日には3校の校長、教頭、事務職員、教育委員会事務局の関係する職員が集合し、備品の整理方法や今後の進め方等について打ち合わせしたところであり、今年度、既に何回か開催している。具体的には、活用する備品の整理方法や不要となる備品のリユースや処分、今後のスケジュール等を確認している。この夏休み期間中に、3校それぞれでかなり整理をしており、ある程度、リストも固まってきている状況で進んでいる。

○江成委員 整理統合には煩雑な事務が必要だが、具体的にだれがやっているのか。

○小菅藤野教育課長 恐らく教職員への負担の関係ではないかと思うが、私どもも、やはりその辺については配慮しなければならないと考えている。校長がみずから行うというより、やはり事務職員や学務課、それから藤野教育課の職員も動員しながら、備品の整理に当たっていかねばならない。また、来年度は処分をしなければならないので、来年３月の当初予算に処分費なども計上していくことになるかと思う。

○江成委員 整理統合の煩雑な事務については、みんなで力を合わせてやらなければならないが、やはり教職員への負担は極力セーブしてもらいたい。一切やらないということはないと思うが、教職員はやはり子供の教育にかかわるのが本務である。今後、差し当たっての統合計画はこれで終わりということだが、今後、それらに類するいろいろな事業においても、やはり一番大事な授業活動、教育活動に支障がないよう、人的配置も含めて念頭に置いていただければありがたい。よろしくお願いします。

○岸浪委員 藤野小の給食調理業務については、我々が今まで議論してきた流れからすれば、民間委託というふうなことも想定されるが、その考え方について伺う。

○野田学校保健課長 調理業務委託については、今現在、１８校の単独校と２つのセンターで行っている。藤野小学校についても、委託の方向で現在検討している。

○岸浪委員 調理業務員の採用についてはいろいろあるのだろうが、地域柄を考慮してもらいたいと要望しておく。

○西村委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第１２１号平成１９年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所

管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○西村委員長 起立総員。

よって、議案第121号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第70号 平成18年度相模原市一般会計歳入歳出決算(所管部分)

○西村委員長 議案第70号平成18年度相模原市一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔三沢教育環境部長、永井学校教育部長、榎田生涯学習部長説明〕

○西村委員長 休憩する。

午前10時55分 休憩

—————

午前11時10分 開議

○西村委員長 再開する。

これより質疑を行う。

○古内委員 決算主要施策成果説明書172ページの少人数指導等支援事業について、モデル校の選考基準はどのようになっているのか伺う。

○佐藤学校教育課長 基本的に各教員1人当たりの生徒数及び各学級における特別な配慮が必要な生徒——いわゆる日本語の習熟が不十分な外国籍の生徒だが、そういった状況を総合的に勘案し、配置を決めた。

○古内委員 学校の方からの要望は結構出ているのか。

○佐藤学校教育課長 学校の方からは常々、さまざまな教育課題の解決、それから子供の個に応じた指導を推進するためには人が欲しい、あるいは子供にかかわる人間が欲しいという要望を受けている。

○古内委員 この事業を行うに当たり、成果と評価は出ているのか。

○佐藤学校教育課長 この制度において、きめ細かな個に応じた指導ができることによって、忘れ物が多い子供の忘れ物が減った、あるいは学習への興味、関心がなかなか続かない子供が授業に集中する姿が見られた

など、前向きな評価をいただいたところである。

○古内委員 一般財源として3,885万円、1人当たり194万2,000円となっているが、現在の小学校15人、中学校5人を将来的にふやす考えはあるのか。

○佐藤学校教育課長 庁内において、学校教育課と教職員課で少人数指導研究会という組織を構成している。その中で、子供たち個々に応じた指導を行うためには、やはり教員の加配が必要であるという前提でさまざまな検討を重ね、人の配置を充実していきたい。

○古内委員 教員のOB等を任用する考えはあるのか。

○小泉教職員課長 いわゆる定年退職した教員の活用についてだが、既に県の施策として、平成14年から再任用制度が始まっており、定年退職後も希望すれば再び仕事ができる、また継続できるようになっている。本市においては、現在、約30名に近い方が現場で職務に当たっている。また、再任用を希望しない方や定年前に退職された方については、市の非常勤講師の登録をお願いしている。

○古内委員 これからもしっかりと支援してもらいたいと要望する。

続いて、同じ172ページの学校安全活動団体設立支援事業について伺う。この事業については、子供たちも非常に好感を持っていると聞いている。地域の方たちも、見守り活動の大切さを少しずつ理解しているところだと思う。そこで、不審者情報の件数と犯罪発生件数について、わかっている範囲で伺う。

○村上教育総務室長 現在、小学校ごとに地域住民が児童の登下校に合わせてパトロールを行っている。ベストを着て、腕章をして、帽子をかぶっているので、一目で防犯活動というのがよくわかるので、それが犯罪の抑止につながっているのではないかと考えている。ただ、この計画の中では具体的な犯罪発生件数等は把握していない。

○古内委員 報告書みたいなものは上がってきているのか。

○村上教育総務室長 年間をまとめた形での報告書は上がってきている。それによると、具体的な不審者対応の数字は出ていないが、注意を促したとか、交通指導をしたとか、帰り道でけがをした子供を送っていったとか、いろいろな報告が届いている。

○古内委員 次に、見守り団体への助成金について伺う。18年度は45団体に10万円ずつ助成しているが、この支援額については妥当と考えているのか。それから、現在の登録人数について伺う。

○村上教育総務室長 現在、設立に対し10万円の補助金を出しているが、市としては適当な金額ではないかと考えている。45団体から申請があり、決算額として438万836円を支出している。10万円全部を助成したところが41校、10万円に満たない申請額の、もしくは余って返したところが4校である。それから、登録人数はトータル3,628名で、平均すると1校当たり80名の参加ということで考えている。

○古内委員 45団体ということは、見守り活動団体を立ち上げていない小学校があると思うが、その辺の指導はどのように行っているのか。

○村上教育総務室長 18年度は45団体が立ち上がり、20校がまだということだが、実際にはPTAを中心として各学校で活動を進めている。ただ、現在もそれでやっているから、特に補助金はもらわなくてもいいというところがある。市としては、PTAだけではなく、例えば老人会や自治会といった、たくさんの方々に一緒に見守りをしてもらいたいということがあるので、そういう方々との連携を含めた形での組織化ということをお願いしているところである。今年度に入り、今現在で4校から申請が上がってきており、そのほかでも申請準備を進めているところがあるようである。

○古内委員 私自身、2年間ほどPTA役員をやっていたが、PTAによっては、地域の団体にお任せ状態で、余り活動していないと言っては語弊があるが、停滞している状態に見受けられる学校もある。何か今後の指導的な方策があれば伺う。

○村上教育総務室長 皆さんからいただいている報告においては、基本的にはPTAの方々が中心となって、自治会や老人会などに協力をお願いして活動しているということで承知しているが、確かに地域によっては温度差があり、PTAよりも他の団体の方が活躍している場合もある。市としては、今後も各団体の活動で目立ったところについてはほかに紹介したりしながら、皆さんがよい形で連携をとりながら、見守りが進められるように努めていきたい。

○古内委員 自治会や老人会が防犯パトロールを行っているケースが大変多いと思うが、この連携や情報の共有化についてはどのように行っているのか。

○村上教育総務室長 今、お話があったように、パトロールへ参加してもらっている自治会や老人会の方々もいる。市では、この補助金で皆さんと一緒に集まるような会合や研修会などを開いてもらいたいということで、そういうものを対象経費にしている。そのような定期的な会合により連携を図り、情報交換をしてもらっている。また、そのほかにもパトロールの際に一緒にいるうち、だんだん親しくなられ、その中での情報交換もされている。

○古内委員 各地域にはその他の支援団体もいろいろあると思うが、その情報交換はできているのか。また、安全・安心メールの情報はうまく活用されているのか。

○村上教育総務室長 地域の中には出張所ごとに安全安心まちづくり強化委員会などがあり、地域の重立った団体が入っている。市としては、そういう団体の方々も一緒に行動してもらえると、より情報交換ができるのではないかと考えている。

それから、安全・安心メールの関係だが、今のところ、個人加入となっており、個人が携帯電話で登録して情報を得ているので、組織的なところはないが、具体的にメールを通した活動というのは特に承知していないが、市としてもメールの活用を図ってもらえるよう、広報等でPRしているところである。

○古内委員 私も登録してメール配信を受けているが、地域ごとにピンポイントで情報が出てくるので、大変いいものだと思う。このメールのほかにも、地域の安全安心を目指して、どのような取り組みをしているのか。

○村上教育総務室長 地域でまとまって活動してもらうほかに、学校において子供たちが安全マップなどを作成している。子供たちが話し合いをしながら、自分たちで危険箇所などを決め、地図をつくっている。市としても、支援を進めているところである。

○古内委員 安全マップについては、何年か前に青少年健全育成協議会において各公民館区で作成したと思うが、この更新を含めた今後のあり

方について、支援する考えはあるのか。

○村上教育総務室長 15ないし20年ぐらい前から、青少年課において非行防止とかいろいろな観点から、地域ごとに順次マップをつくってきた経過がある。一通りつくり終えた後の経過は承知していないが、その辺については、現在、市長部局に移管された青少年課とよく協議し、確認してみたいと思う。

○古内委員 このほかに、ひばり放送の活用が計画されていると思うが、現在までに実績はあるのか。

○村上教育総務室長 現在、月に1回、子供たち向けのPRとして、ひばり放送を活用してお知らせをしている。毎月20日は安全安心の日ということで、子供たちの下校時に、皆さん、子供たちの安全を見守ってくださいというような放送を行っている。

○古内委員 安全支援団体設立、運営のためのガイドライン、ボランティア手引等でいろいろな支援、指導を行っていると思うが、実態はなかなか反映されていないようなので、これから見直しが必要かと思う。また、危険を予知する部分で反映してほしいと願っている。

次に、同じ172ページの奨学金貸付金について伺う。申請に当たって、何か基準はあるのか。

○須藤学務課長 基本的には、高等学校等に進み学業を継続する意欲のある者ということで、学校長の推薦や家庭状況等を検討し、選考している。

○古内委員 前年度の対象者は28人ということだが、申請者全員に貸し付けたのか。それとも、例えば50人が申請して、そのうちの28人ということなのか。

○須藤学務課長 申請後、審査を行うが、学業を継続する意欲を優先しているので、基本的にはほとんど全員が認められる。

○古内委員 現在、月額9,600円を貸し付けているが、何年か前にこの金額は変わったのか。

○須藤学務課長 この制度は、昭和37年度から実施している。当初は月額2,500円だった。52年度から5,000円、58年度から5,600円ということで、随時貸付額を上げてきている。今現在、条例では

1万円以内となっているが、規則では月額9,600円としている。

○古内委員 この9,600円が妥当なのか、対象者からこの額を上げてほしいという話は聞いているのか。

○須藤学務課長 昭和58年度に条例改正を行ったが、基本的な考え方として、月額の貸付額は神奈川県内の公立高等学校の授業料を基準としている。したがって、9,600円は現在の県立高等学校の1カ月の授業料相当額であり、適切な金額であると承知している。

○古内委員 時代の流れに即して充実しているということか。

○須藤学務課長 基本的に基金を運用して貸し付けを行っているので、十分活用されていると認識している。

○古内委員 勉強をしたくても、経済的に苦しい人が結構おられるという話も聞く。その人たちに光を与えるという点で、これからも時代の流れに即して貸付額を充実していってもらいたいと要望する。

続いて、同じ172ページの中学校課外活動助成金について伺う。この助成金の対象者は部活動を行っている生徒だけなのか、全校生徒なのか。

○須藤学務課長 中学校課外活動助成金だが、部活動、同好会等の活動に対して助成を行っているものである。各学校に学校長を代表とする運営委員会をつくってもらい、その運営委員会に対して助成している。積算の基礎となるのは、加入状況等はあるが、基本的には、生徒が積極的に課外活動を行い、心身ともに健全な育成を図るということを目的としているので、全生徒を対象に積算している。

○古内委員 部活動を行っていない生徒も対象になっているということか。

○須藤学務課長 積算上はそういう形になるが、実際の使途としては部活動、同好会活動に使われる。

○古内委員 各部活動等への振り分けは、学校長に一任されているのか。

○須藤学務課長 執行等は、基本的に課外活動運営委員会にゆだねている。

○古内委員 遠征や練習場への移動の際にかかる交通費が対象にな

るかどうか、学校長の判断なのか。

○須藤学務課長 基本的には、課外活動運営委員会なり、学校で決めてもらう。

○古内委員 例として、吹奏楽部で楽器を買う際にお金が足りなかった場合、野球部ではボールは要らないから、その分のお金を吹奏楽に回すという振り分けも可能なのか。

○須藤学務課長 基本的に割り振りや使途については制限を加えていないので、今、お話があったように、各学校の裁量で行ってもらう。

○古内委員 中学校の部活動というのはとても意義深いものであり、将来にわたって生活していく中で、集団生活を勉強していくよい場だと思う。これからも、時代の流れに即して助成金を支援していってもらえるように要望する。

次に、176ページの部活動技術指導者派遣事業について伺う。現在、中学校29校、167部活動に派遣しているということだが、残りの8校から要望は出ているのか。

○佐藤学校教育課長 平成18年度の旧相模原市、旧津久井町、旧相模湖町の中学校は合計34校である。そのうち、部活動指導に必要とする専門性を有しない教員が顧問を務めている場合、学校からの求めに応じて技術指導者を派遣したところである。結論的に申し上げますと、5校から、教員で十分対応できるので技術指導者の派遣は要しないということで派遣しなかった。

○古内委員 この技術指導者は、ほとんどボランティアのような存在だと思うが、報酬は妥当なのか。

○佐藤学校教育課長 基本的に、2時間以上、部活動に従事いただき3,000円をお支払いしている。学校に入っているさまざまな有償ボランティアにおいても2時間以上3,000円という基準を持っている。取り組む業務内容に違いはあるかもしれないが、一応の基準を満たしているものと考えている。

○古内委員 当然、技術指導者もボランティア保険に加入していると思うが、年度途中で入れかわる場合にも対応しているのか。

○佐藤学校教育課長 学校が必要とする技術指導者は、どのような部

活動にかかわるかによって、かなり人数に差がある。いずれにしても、技術指導者がいなくては部活動が成立しないケースもあるので、学校としては欠員が生じないように、3月、4月の時期に積極的に地域の人材に働きかけ、部活動技術指導者として登録いただいている。

○古内委員 技術指導者はボランティア精神がなければやっていけないと思うので、これからも手厚く保護してもらえるように要望する。

続いて、学校評議員制度は平成14年度から始まったと承知しているが、立ち上げのコンセプトと5年経過後の成果を伺う。

○佐藤学校教育課長 学校評議員については、地域住民の信頼にこたえられる学校づくり、あるいは開かれた学校づくりを行うため、学校の教育活動等について、意見、助言をしていただく役割をお願いしている。これが学校評議員設置の基本的なコンセプトである。また、その成果だが、学校で行われている教育活動をありのまま評議員にお伝えし、意見をもらうことで、学校における教育内容を情報公開する機運が高まってきている。また、評議員からいただいたアドバイス等をもとに、学校運営や施設管理の面でさまざまな改善が図られているととらえている。

○古内委員 学校評議員制度を導入して5年が経過し、19年度には全員の任期が切れてしまうと学校側から聞いている。参議院ではないが、例えば3年ずつかぶさるような入れかわり立ちかわりという形をとった方がいいのではないかなと思うが、その辺の考えについて伺う。

○佐藤学校教育課長 相模原市が定めている学校評議員設置要綱によると、任期は委嘱の日から当該年度の末日までとなっており、再任は5年を限度としている。各学校の状況を見ると、5年単位で入れかわっている学校もあるが、うまいぐあいに評議員が入れかわる時期を年度ごとに配置し、継続的な評議員活動が行われるような工夫をしている学校もある。学校教育課としては、各学校にそういった運用の工夫についても助言していきたい。

○古内委員 評議員の選考基準はどのようになっているのか。

○佐藤学校教育課長 1点目として、学校の教育活動に助言をいただくため、教育について豊かな見識をお持ちである方、2点目として、本市においては地域に開かれた学校づくり、あるいは地域特性を生かした学校

づくりをしているので、地域のことに十分精通されている方、こういった視点で選考されているのではないかと考えている。

○古内委員 この学校評議員も、先ほどお話しした部活動技術指導者と同様に、ボランティア精神がなければやっていけないと思う。一人一人の考えを大切にしながら、学校の運営、経営について指摘してもらえればと思っている。そういった意味で、これからも学校長とうまく連携をとりながら、しっかりと見守ってもらいたい。

続いて、176ページの学校安全教育推進事業について伺う。説明欄では様々な暴力から身を守るとあるが、この様々な暴力というのは何を意味しているのか。

○佐藤学校教育課長 この学校安全教育推進事業は、CAPといって、子供がみずからの身を守る教育プログラムを実施するものである。この中で上がっている様々な暴力というのは、具体的には誘拐、性暴力、家庭における虐待、それから課題になっているいじめといったものを指しているものである。

○古内委員 恐らく各学校によって対象が違うと思うが、その判断は学校長に一任されているのか。

○佐藤学校教育課長 私どもでは、学校に入学した早い段階でこういったプログラムを実施し、技能を身につけさせることが必要だと考えており、原則、小学校1年生、2年生を対象にしている。なお、中学校についても、同様に1年生を対象としている。ただ、1、2年生が合同でできるような小さい学校もあるので、そういった学校については学校長の裁量にゆだねている。

○古内委員 CAPについては、本市では平成18年度から事業として取り組んでいるが、1年を経過しての成果はどのようになっているのか。

○佐藤学校教育課長 成果としては、2つの視点があると思う。1点目は、子供の感想なり様子である。2点目は、教員側の受けとめ方である。まず、子供については、いわゆる暴力防止プログラムなので、嫌なことがあったり、怖いと感じたら、その場から逃げるとか、大声で叫ぶといったことを教えているが、大声を上げることができてよかったとか、あるいは危険に遭ったら、今度はこういうぐあいにして危険を回避するということ

を感想として挙げてくる子供がたくさんいた。また、教員については、引っ込み思案だった子供がプログラムを身につけることによってちゅうちょしなくなったといった評価をしており、かなり高い評価をいただいている事業である。

○古内委員 今後の課題点はあるのか。

○佐藤学校教育課長 このCAP、暴力防止プログラムはライセンス商品であり、資格を持った者が指導に当たる。そのため、学校においてたくさんの機会を設定することは難しく、いわゆるCAPで学んだことをどう学校生活の中で継続的に覚えていくのか、あるいはそれをどうやって頭の中に、体の中に染み込ませていくのかといったことが教育課題として挙げられている。それから、このCAPを実施する時間をどのように確保するかといったことも運営上の課題になると思う。

○古内委員 これは18年度から始まった事業だが、前年度と今年度では事業に相違はあるのか。

○佐藤学校教育課長 平成18年度は全小学校で実施し、本年度は事業を拡大し、中学校で実施するようになった。この部分が大きな変化である。

○古内委員 今後の展望も含めて中学校でも行ったということによっていいのか。

○佐藤学校教育課長 子供たちが暴力から身を守る技能なり、心構えを十分に育てていきたいと思っているので、この事業を継続していきたい。

○古内委員 CAPというのはライセンス商品なので、同じようなことを授業の中では使えないと思うが、先生方がその経験を踏まえた中で、例えば夏休みに入る前に子供たちにそういった指導ができればいいと思う。その辺も含めて、これから小中学生に対して手厚い施策を講じていてもらいたい。

続いて、180ページの児童通学安全経費について伺う。交通安全指導箇所数が出ているが、地域から何か課題は出ているのか。

○須藤学務課長 この学童通学安全指導員については、各学校長から推薦してもらった危険箇所配置しており、我々の方には主に各学校長から意見が上がってくる。配置人数をふやしてほしいといった要望も若干上がっているが、現在のところ、一定の基準を定め、その基準に基づいて

配置をしている状況である。特に地域からの要望というのは承知していない。

○古内委員 ある地区では、学童通学安全指導員が高齢のため、別の方を探しているが、なかなか見つからないという話を聞いたことがある。次の方を探すのは大変難しいと思うが、今後の展望があれば伺う。

○須藤学務課長 現在、業務内容等を考慮し、原則70歳以下の方をお願いしているが、後任がなかなか見つからない場合や、すぐに補充がきかない場合については、学校とも協議した中で、若干の延長を認めている状況である。また、1週間を通して業務につくことがなかなか難しい状況もあるので、グループ制的な形をとり、例えば用事がある日についてはカバーできるような体制整備をしているところである。本市では、基本的に朝は集団登校という形をとっているが、今後は、先ほど質問にあった見守り団体の普及状況も踏まえながら、検討していきたい。

○古内委員 ほとんどの地域では、朝は学童通学安全指導員で、下校時は見守り隊が出動している。今後は、通学学童安全指導員と見守り隊でしっかりと連携し、方策を確立していってもらいたいと要望する。

続いて、184ページのトイレ整備事業について伺う。毎年、市P連の要望には必ずトイレ整備事業依頼が盛り込まれていると承知しているが、トイレ整備事業は計画どおり進捗しているのか。

○田辺学校施設課長 トイレ整備事業については平成15年度から実施しており、単独でトイレ整備を実施しているが、これと同じ仕様で大規模改造工事の際にもあわせて実施している。平成18年度末で小中学校48校、263カ所の整備が完了する。今年度、トイレ整備事業と大規模改修工事で合わせて11校、58カ所の整備を実施している。現在のところ、順調に計画が進んでいる。

○古内委員 上鶴間小学校では築37年が経過し、トイレ整備で上辺だけきれいにしたところ、中の本管が腐っていて、また工事をしなければならなかったということがあったようだが、その辺は承知しているのか。

○田辺学校施設課長 トイレ整備については、平成15、16、17年度は第1次整備を行い、その後、いろいろな評価をした結果、18年度からはグレードを変えて整備をしている。当初の第1次整備では、1階は

全面的なリニューアルを行うが、2階、3階については、数をたくさん進めていきたいということもあり、壁を塗って明るくしたり、便器を取りかえたり、言ってみれば小手先の整備だった。例えば本管のつなぎ部分で水漏れが発生したりするのは、いわゆる経年的劣化と理解している。そのようなものについては、その都度補修する形になっている。

○古内委員 整備する順番については、何か考えがあるのか。

○田辺学校施設課長 トイレ整備事業については、教育委員会の主要事業として計画的に実施している。小学校長会、中学校長会、あるいは学校側、保護者からもトイレを改修してほしいという意見はたくさん届いているが、個別に対応していくのではなく、いわゆる建設年度であるとか各学校のトイレの状況――毎年、主要事業計画を立てる際に学校施設課の職員が調査を行っているが、その状況を全体的に判断し、実施する学校を決めている。

○古内委員 毎年、市P連に加盟している学校の60%近くがトイレに関して要望を出していると思うが、全部に対応すれば総額幾らかかり、何年で終了するということについては試算しているのか。

○田辺学校施設課長 トイレは、新市全体で1,040カ所ぐらいある。そうした中で、現在、第2次整備ということで、1階については全面リニューアル、2階、3階についてもかなりグレードを上げた整備を行っている。例えば3階建ての場合、1、2、3階を1系列として整備を実施しており、1系列、おおむね2千二、三百万円かかる。19年度末で321カ所、約30%が終わる予定となっている。部内の主要事業計画などを策定するに当たってのベースとなる計画においては、平成22年度までに655カ所、約63%の整備を目指している。しかし、今年度の実績からすると、かなり思い切った計画になっているので、計画どおりにいくか非常に難しい。努力をして、できるだけ早く改善していきたい。

○古内委員 市債を前倒しして実施することはできないのか。

○田辺学校施設課長 学校における重立った事業――大規模改造工事や躯体改修、トイレ整備については、国庫補助の対象にもなっていて、当然、市債の起債対象になっている。また、起債については、17年度までは県の許可制となっていたが、18年度からは県の同意制に変更され、

制度としては市の裁量で起債ができるようになった。トイレ整備では1系列、2, 300万円ぐらいの事業費がかかるが、市としては起債限度を年間170億円と決めており、2, 000万円未満の事業を起債対象にしても事業効果は少なく、いかがかというところもある。要するに、まだほかに起債を起こしていかなければならないものがたくさんあるということである。そういった中で、例えば大規模改造などで2系列やるような場合については、起債で対応するというにしている。起債で行うには、なかなかの難しさがあると思っている。

○古内委員 いい環境で育てれば、いい子供ができるとも限らないが、未来を担う子供たちにとって、学校というのは思い出深いものになると思うし、きれいに整備すれば、気持ちよく使ってもらえるのではないかと思う。そういった意味で、これからも施設整備については計画どおりしっかりと進めていってほしい。

最後に、9月議会の一般質問でAEDについて質問したが、子どもたちの安全、安心の意味において、教育委員会の所管施設における設置状況は把握しているのか。

○村上教育総務室長 現在、単独の教育施設が48施設あり、そのうち33施設に設置している。また、他の施設と併設されている教育施設のうち6施設に設置しており、教育委員会の所管施設においては39施設に配置している。

○古内委員 今後、小中学校への設置の見通しはどうなっているのか。

○野田学校保健課長 現在、配備に向けての方法あるいは機種等について検討を進めているところである。できれば、平成20年度中の配備に向けて、学校との調整、あるいは予算要求等、必要な手続を行っていききたい。

○古内委員 子供たちの安全、安心、またその先にある大規模災害に備えて、ぜひとも小中学校にAEDを配備してもらいたいと強く要望する。未来を担う子供たちのために、安全面においてもしっかりとした教育環境を整えていってほしいと要望して終わる。

○西村委員長 休憩する。

午後0時00分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○西村委員長 再開する。

○山下委員 決算主要施策成果説明書 174 ページの国際交流教育推進事業について伺う。現在、カナダドルが高騰しており、旅行費用に対する負担がふえ、限られた予算の中でとても苦勞されていると聞いた。これによる生徒たちへのマイナスの影響がないかどうか伺う。

○佐藤学校教育課長 カナダに生徒の訪問団を派遣する事業についてのお尋ねだが、委員御指摘のとおり、このカナダ派遣が始まった平成 4 年 10 月は、カナダドルは 1 ドル 96 円だった。それが数日前の新聞を見ると、111 円あるいはその前後を記録している。これに伴い、子供たち訪問団の日程や取り組む内容に大きな変化が出ないように、保険内容を変更したり、飛行機の直行便を避けて乗り継ぎ便にしたり、旅行後に作成している思い出のしおりを簡素なものにするといったことで、子供たちが海外で十分活動できるような工夫をしているところである。

○山下委員 今までは旧相模原市ではトロント市、旧津久井町ではトレイル市が友好都市ということで生徒が訪れていたと思うが、合併後、国際交流先についてはどのように考えているのか。また、カナダ 2 市以外に無錫市という友好都市もあると思うが、それを踏まえて、今後はどういった方針を持っているのか。

○佐藤学校教育課長 基本的に、津久井町が取り組んできたトレイル市と本市が長い間取り組んできたトロント市との交流は継続していきたい。訪問事業においては、国際体験をすると同時に、本物の英語に触れるといったことを目的としており、中学生の英語の授業を補強するための事業である。したがって、中国の無錫市は大変魅力的なところだと思うが、英語教育に直接結びつく部分がないので、当面はカナダ旅行を中心に考えていきたい。

○山下委員 続いて、参加する生徒の選考基準について伺う。

○佐藤学校教育課長 旧相模原市においては、1 校から 1 名の生徒を推薦する、学校単位の推薦を行ってきた。選考基準としては、海外でこんなことをしてみたいという抱負、あるいは校内におけるふだんからの授業態度、英語学習に臨む態度といったものを総合的に判断し、生徒の選抜を行っている。旧津久井町においては、学校単位の推薦は行っておらず、訪

問団を募って、教育委員会が選考していたと聞いている。平成20年度より学校単位の推薦に一本化したいと考えている。

○山下委員 大変意義のある事業で、参加者にはとても好評であるという話を聞いている。規模の縮小や参加人数の削減等はせずに、今後もぜひ力を入れていてもらいたい。

続いて、178ページの青少年相談センター費に関連して伺う。統計書を見ると、平成17年度の不登校者数は637人とあるが、18年度はいかがか。また、あわせて本市における校内暴力行為の状況について伺う。

○小西青少年相談センター所長 長期欠席者、いわゆる不登校の子供たちの人数だが、文部科学省の調査によると、平成18年度に年間30日以上欠席した本市の不登校児童生徒数は小学生が179名、中学生が766名、合計945名となっている。

○佐藤学校教育課長 本市の小学生、中学生における暴力行為について説明する。暴力行為は、対教師暴力、子供同士の暴力である生徒間暴力、そして学校外部の人に対する暴力である対人暴力、それから器物を壊す器物損壊の4つの行為で構成されている。発生した暴力行為の内容は軽微なものが多いが、残念なことに、前年度に比べて約56%増加の499件となっている。また、小中学校別の発生件数の内訳だが、小学校が28件、中学校が471件で、中学校が大半を占めている状況である。

○山下委員 本市におけるいじめの認知件数について伺う。

○佐藤学校教育課長 昨年度、いじめにかかわり、さまざまなつらい事件があった。それを踏まえて、文部科学省は軽微ないじめも見逃さないという姿勢を強く示し、いじめの定義を変更した。従前は、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻に苦痛を感じているという定義だった。これを、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているというふうに定義の幅を広げた。これにより、いじめそのものを認知した件数は前年に比べて3倍となり、331件あった。なお、この件数は前年度比較なので、恐縮だが、旧城山町、藤野町については含まれていない。

○山下委員 いじめの定義が広がり、認知件数も増加したということだが、いじめは最悪の事態に至ってから発覚することが多いと思う。その

一步手前で被害者を認知し、手を差し伸べることが重要な課題だと思うので、今後とも生徒のことを一番に念頭に置いて接してもらいたい。

また、いじめと不登校、校内暴力というのは、やはり関連性があると思う。それについて、どのように認識しているのか。

○佐藤学校教育課長 いじめ、暴力行為、不登校、これらは子供の心や体に深い影響を与えるものである。体験不足によって相手の気持ちを思いやることができない、あるいはコミュニケーション力不足によって自分の気持ちをうまく表現できない、あるいは自分が物を成し遂げたという成功体験の乏しさから成就感に乏しい、こういったことが言われている。このあたりを受けて、学校ではコミュニケーションがさらに活発となるような学級会活動や生徒会活動、児童会活動の充実、さらにさまざまな社会性をはぐくむ教育プログラムを実施しているところである。これによって、子供たちが集団になじみ、集団の中で己の力をよく発揮できるような状況をつくるべく、努力しているところである。

○山下委員 続いて、現在、家庭訪問が廃止されているという話を聞いたが、家庭や子供たちのメッセージを直に受け取る大事なものだと思うが、経緯などその辺についての所見を伺う。

○佐藤学校教育課長 家庭訪問については、学校長判断で実施している。一時期、教育課程の編成に伴い、授業時数の確保という観点から、家庭訪問を実施しない学校がふえてきている状況があった。しかし、現在の子供たちを取り巻くさまざまな課題を考えると、家庭訪問の持つ教育的な意義を重要視して、家庭訪問を実施する学校がふえているのは事実である。残念ながら、今、数字は持っていないが、いわゆる入学後あるいは進級後間もない4月、5月に保護者とかかわりを持たせてもらい、子供のために今、何をすべきかということを明確にする家庭訪問の意義というものは、各学校に十分周知したい。

○山下委員 次に、教育委員会のホームページに教育長からの緊急メッセージがアップされているのを確認した。しかしながら、平成18年11月ごろから変わっていないようだが、これについて伺う。

○佐藤学校教育課長 このメッセージは、昨年11月にさまざまな悲しい事件が起きている中で、本市としての姿勢を明確にしたものである。

それが、このようなメッセージを発信したということで履歴として残っているものである。私どもとしては、メッセージを発信後、子供がみずからの身を暴力から守る教育プログラムの実施を拡充したり、指導主事が学校を訪問し、いじめや暴力行為をすぐ見抜くことについての必要性を学校に十分周知し、指導してまいったところである。したがって、そのメッセージ後、さまざまな施策あるいは支援活動がなされているものと御理解いただきたい。

○山下委員 このメッセージは教育長からのもので、ひとりで悩まず、勇気を出して打ち明けよう、いじめをすぐ相談してくださいということで、大変すばらしい内容だと思う。履歴として残っているということだが、履歴は履歴でちゃんとあり、トップページにまだ大々的に取り上げられている。それにしては、内容が変わっていないということで、やはり現在に即した新しいものに変えてもらいたいと思うので、要望する。

続いて、支援教室事業について伺う。不登校の児童・生徒を支援するため、通室制の6教室を配置しているとあるが、現在の具体的な設置状況、また、本年度の利用者数、そして学校へ復帰した生徒数を把握していたら伺う。

○小西青少年相談センター所長 小学生支援教室は1教室、センター室内にいずみがあり、平成18年度の3月段階では16名が通室していた。また、小学生及び中学生を一緒に持っている小・中学校支援教室は5教室、銀河、若葉、やまびこ、かつら、それから大野北中学校内に大地があり、3月段階では小中合わせて130名が通室していた。今年度は9月1日段階で、小学生が8名、中学生が94名、計102名が通室している。

○山下委員 続いて、今、薬物乱用の低年齢化が叫ばれていると思う。特に最近では、シンナーにかわるスプレー缶の吸引——ガスパン遊びというそうだが、広がっているようである。青少年に対するこれらの指導は行われているのか。ことし6月に起きたスプレー缶爆発事故も記憶に新しいので、早目早目の認知と対応を望みたいと思うが、いかがか。

○佐藤学校教育課長 薬物乱用は大きな課題だが、警察からの連絡等において、特にその件で逮捕された子供たちは把握していない。また、薬

物乱用の入り口として、タバコやアルコール類があるかと思う。このあたりについての十分なる指導を加え、薬物乱用の防止に努めたい。

先ほど、いじめにかかわる教育長からの緊急メッセージのお話があったが、それに関して補足させてもらう。教育長メッセージは、いじめのほか、各年度や各学期を迎える際に、それぞれ新たなものを発行している。あわせてそちらがあることも御理解いただきたい。

○山下委員 続いて、182ページの学校保健費に関連して伺う。まず、市で把握しているシラミの発生状況を伺う。

○野田学校保健課長 私の方ではシラミによる健康被害等は把握していない。

○山下委員 現在でもシラミが発生していると聞いた気がするが、把握していないということであれば、しっかりした対応をされていると受けとめておく。

次に、小学校の給食業務を民間に委託し、効率化を図ったそうだが、その進捗状況と今後の見通しについて考え方を伺う。

○野田学校保健課長 現在、18校の単独校、それから南部給食センター、清新給食センターの委託を行っている。

○山下委員 効率化を図られたということだが、その効果については把握しているのか。

○野田学校保健課長 委託による効果だが、委託業務の中に低学年への給食の運搬といった業務が含まれている。小学校1年生、2年生において、調理員が各教室まで食缶を運ぶということで、学校側からは評価をいただいている。また、経費面だが、単独校では平均約600万円の効果があると見込んでいる。

○山下委員 次に、小学校給食における食物アレルギーの現状について伺う。

○野田学校保健課長 平成18年度、単独校46校において把握しているアレルギーの児童数は約680人である。そのうち、給食で対応している児童が約280人となっている。

○山下委員 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校において、例えば何か起こったときにすぐ対応できる統一したガイドラインはあるのか。

○野田学校保健課長 小学校、中学校の給食における食物アレルギーへの対応だが、平成6年に文科省の手引等を参考にして、相模原市の学校給食運営協議会から各小中学校長あてに学校給食における食物アレルギーの対応についてといった通知が出されている。その中で、食物アレルギー対応への基本的な考え方が示されており、これにより各学校において対応してもらっている状況である。

○山下委員 次に、各学校には栄養士がいると思うが、給食に直結している栄養士を対象に、食物アレルギーについての研修は行っているのか。また、栄養士のアレルギーに関する知識の深さについては、どのように把握しているのか。

○井村総合学習センター担当課長 総合学習センターにおいて、学校栄養職員、養護教諭等を対象に、食に関する指導をテーマとした各種研修を実施している。昨年8月にはアレルギー全般について、今年度は6月に食物アレルギーによる発症予防についての研修を実施している。

○山下委員 給食における食物アレルギーの子供への対応として、大きくは除去食と代替食の2つに分かれると思うが、本市ではどちらで対応しているのか。

○野田学校保健課長 給食における食物アレルギーの対応については、各学校により可能な限りの対応となっている。除去が可能なアレルゲン、原因物質については、保護者と相談の上、除去しての調理対応を行っている。また、牛乳にアレルゲンがある場合、牛乳を飲まないといったことで対応している。

○山下委員 牛乳にアレルギーがある児童が多く、飲まない児童については給食費を少し安くしているようだが、今後もそういった細かい対応を望む。それから、現在、日本におけるアレルギー児童は約33万人に達しているということで、1学級40人とする、各学級に1人いることになるそうである。ついては、何か予測せぬアレルギー反応が起きたときには迅速に対応できるような体制を整えることを強く要望する。

続いて、208ページのスポーツ広場等維持管理費に関して伺う。まず最初に、現在の利用状況を伺う。

○西原スポーツ課長 現在、スポーツ広場は10カ所あり、18年度

の利用人数は45万6,000人である。

○山下委員 たくさんの方が利用しているということだが、もっとここをこうしてほしいといった要望は上がっているのか。

○西原スポーツ課長 今のところ、細かくこうしてほしいといった要望等は聞いている。

○山下委員 先日、大きな台風が通過したが、被害状況と復旧状況等があれば伺う。

○西原スポーツ課長 台風9号による被害だが、昭和橋スポーツ広場にはA、B、C、Dと4面のグラウンドがある。そちらにおいて、表面に砂、泥、砂利が堆積した。あわせて、グラウンドに進入する通路とA面とB面の間に2カ所の大きな穴が生じた。非常に危険なので、2カ所の穴と、比較的被害が少なかったC面、D面については緊急に業者による工事を行い、終了している。

○山下委員 早急に復旧を行ったということで、高く評価する。

次に、210ページの総合水泳場管理運営費について伺う。まず、利用料について伺う。

○西原スポーツ課長 総合水泳場、グリーンプールについては指定管理者制度を導入しているので、利用料は指定管理者の収入になっている。

○山下委員 自主事業を行うに当たり、体育協会、水泳協会と連携をとる必要があると思うが、その辺はどのような指導をしているのか。

○西原スポーツ課長 グリーンプール、銀河アリーナの水泳場においても連携をとりながら、水泳教室等の授業を行っている。

○山下委員 今後、大きな大会等が行われる際には、体育協会、水泳協会とうまく連携をとっていく必要があると思うので、その辺は要望したい。

それから、グリーンプールを使用している学校があると聞いたが、学校による利用状況を伺う。

○西原スポーツ課長 富士見小学校、夢の丘小学校、小山小学校、青野原小学校の4校で、5月から7月にかけて延べ28日間利用している。

○山下委員 とてもきれいで、指導員がしっかり指導してくれるということもあり、プールがある小学校でもグリーンプールを集中して使いた

いという声もあるようだが、その辺は把握しているのか。

○西原スポーツ課長 スポーツ課には、学校からグリーンプールを利用して水泳の授業を行いたいという要望はいただいている。

○佐藤学校教育課長 部活動、あるいは小学校の連合的な行事においてグリーンプールを使用する事実はある。しかし、すべての学校がグリーンプールを使用するとなると、移動の時間がかかったり、あるいは通常の学校の日課にかなり変更を強いる部分もあるので、当面はプールのない学校を優先に考えていきたい。

○山下委員 指定管理者も含めた安全対策についてはどのように考えているのか。

○西原スポーツ課長 水難事故を防止するための安全対策だが、国あるいは県からの通知により指定管理者に対して注意を促している。それから、通年営業のプールについては施設管理者が、通年利用以外のプールについては職員が施設の点検等を行っている。

○竹腰委員 決算主要施策成果説明書 178 ページの青少年相談センター費の支援教室事業について伺う。小学校の支援教室には相談員が 1 人しか配置されていなかったことについて、日本共産党として複数配置を要望してきたが、その後どうなったのか。

○小西青少年相談センター所長 支援教室いずみに対して、平成 18 年度は不登校専任相談員 2 名という形で対応している。19 年度からは嘱託職員が 1 名、不登校専任相談員 2 名ということで充実している。

○竹腰委員 体制強化されたということだが、さらに充実を図ってほしいと要望しておく。

また、県からカウンセラーが配置されていると聞いているが、相模原市の現状と今後について伺う。

○小西青少年相談センター所長 スクールカウンセラーについては、国の動きに伴い、平成 12 年は 3 校、その後、7 校という形でどんどんふえていき、平成 17 年には市内のすべての中学校に配置されている。週 1 回、1 日 8 時間、子供たちや保護者、先生方の相談に応じている状況である。

○竹腰委員 各市町村に 1 名、また津久井地域には合併特例で配置された県費負担の職員がいると聞いたが、いつまで配置され、その後、どう

なるのか。

○小西青少年相談センター所長 支援教室における県費負担教職員だが、これまでは相模原市に1名、旧3町に3名、計4名の教職員がいた。これについては、合併に伴う激変緩和等や県の教職員課等への要望をしたので、現在は4名となっているが、残念ながら、来年度からは、原則として適応指導教室配置事業となり、相模原市においては1名のみの配置が予定されている。

先ほどのスクールカウンセラーについて補足させてもらう。相模原市では、全小中学校に学校出張相談員を配置している。中学校については、スクールカウンセラーも配置されているので、出張相談員は2週間に1回の派遣、小学校については、1週間に1回の派遣ということで取り組んでいる。しかし、15校の小学校については2週間に1回の派遣となっている。

○竹腰委員 来年度から県費で派遣されている職員が引き上げられるということだが、市として、県に対して配置職員の増員を求めていると思うが、いかがか。

○小西青少年相談センター所長 県費負担教職員の配置については、県の会議等でも要望を出している。また、教職員課とも連携をとりながら、要望している。

○竹腰委員 18年度に支援教室に通っている児童生徒数を伺う。また、そのうち、不登校が解消され、学校に戻った児童生徒は何人いるのか。

○小西青少年相談センター所長 支援教室への通室状況だが、19年3月の段階で小学生が17名、中学生が113名、計130名となっている。現在のところ、102名となっている。学校に戻った児童生徒だが、小学6年生の場合、小学校にはほとんど通学できなかったけれども、いろいろな活動を通じて、中学進学後は登校できていると聞いている。また、中学3年生の場合、サポート校を初め、県立高校の全日制、定時制等に9割の子供たちが進学、または進路を決めているところである。また、中学1、2年生については、時々、学校には行けるけれども、まだ継続して支援教室に通っている状況である。

○竹腰委員 一たん不登校になった子供たちが学校に戻っていくためには、どのような取り組みや対応が必要だと考えているのか。

○小西青少年相談センター所長 不登校の子供たちへの支援ということでお答えするが、支援教室に通えている子供たちについては、外に出ているということで担当職員が心のケアを行い、諸活動を通して学校へ戻れるような取り組みを進めている。学校との連携は常々としているわけだが、子供たちの心のエネルギーが高まってきたら、状況に応じて学級担任と連携をとり、学年の進級、または進学といった一つの学年の切れ目などを活用して、学校に戻れるように対応を進めている。あわせて、子供だけではなく、保護者の理解を得ることも大事なので、保護者との連携としても、支援教室での学級懇談会、あるいは保護者と担当職員の二者面談などを通し、子供たちの心の改善を図っているところである。なお、学校においては、学校出張相談員が心のケアに当たっており、学級担任が家庭訪問等をする中で、相談員を紹介し、相談員と本人、あるいは保護者と面接するよう呼びかけている。また、未然防止という観点だが、子供が2日、3日続けて休んだときには、すぐに学級担任が対応するという形で、学校での支援体制についても、いろいろな研修会等で呼びかけて、実践されているところである。

○竹腰委員 出張相談員が学校に出向くということだが、学校では相談員が相談する場所は確保されているのか。

○小西青少年相談センター所長 学校出張相談員が対応する場所だが、各学校で校舎の配置状況、それから空き教室の状況によって若干異なってくるが、ほとんどの中学校には相談室があり、その中で相談活動を行っている。また、小学校についてだが、これまで相談室等がなかった学校については相談室を設置してもらい、応接セットだとかカーテン等も協力いただきながら、相談室として使用している。昨年合併した津久井町、相模湖町と旧相模原市では、99校において、職員室ではなく、相談室直通の電話を設置しており、保護者、または学校に来られない子供たちへの相談も受け入れられる体制をつくっている。

○竹腰委員 続いて、184ページ、186ページの小学校、中学校の学校建設費、校舎改造事業に関連して伺う。全国的に学校施設の耐震強化がおくれているということが新聞やマスコミでも問題になっている。以前から日本共産党は耐震強化を要望してきたが、相模原市における進捗状況を伺う。

○田辺学校施設課長 旧相模原市においては、校舎、屋内運動場ともに完了している。旧津久井4町のうち、相模湖、津久井においては、校舎については津久井中央小と北相中の一部、屋内運動場については串川小、青根小、内郷小、北相中が残っており、19年度に設計し、20年度に補強工事を完了させるということで計画を進めている。

○竹腰委員 相模原市の耐震化率は、津久井地域の工事が終われば100%に達すると考えていいのか。また、耐震化率が100%に達している自治体はあるのか。

○田辺学校施設課長 平成20年度に相模原市は100%になる。また、県下の状況だが、19年4月1日現在、市において100%になっているところはなく、相模原市の98.7%が一番高い状況になっている。町において100%になっているところは何町かある。

○竹腰委員 耐震診断によりCランクと判断された施設に対する工事が終了するということだと思うが、大きな地震が予測されている状況なので、ぜひBランクの施設に対しても早急に耐震工事を図ってもらいたいと要望する。

次に、182ページの学校保健費に関して伺う。相模原市では児童生徒の疾病状況を調査しているが、調査項目にアレルギー疾患を入れ始めたのは何年度からなのか。

○野田学校保健課長 平成7年度からである。

○竹腰委員 アレルギー疾患を区別して調査を行うようになった背景を伺う。

○野田学校保健課長 平成4年から厚生労働省でアレルギー疾患の研究事業が開始されており、平成6年にかけて全国調査が実施されるなど、アレルギー疾患に対する対応が本格化してきている。こういった動きを踏まえて、平成7年度から学校保健統計の学校における皮膚疾患においても、従前の伝染性の皮膚疾患にかえてアレルギー性皮膚疾患に特化し、区別をした経過がある。

○竹腰委員 今までもアレルギー疾患については抽出して調査されていたが、初めて文部科学省において全国調査を実施したということが発表された。国会でも、日本共産党の議員が、特にアレルギー性皮膚炎は長

期の治療が必要になるということで、ぜひ学校指定病にしてほしいといった質問をしている。相模原市では、このことについて、どのような考えを持っているのか。

○須藤学務課長 ただいまのお話は、アレルギー疾患に対する医療費助成ということだと思うが、相模原市の場合、要保護及び準要保護の児童生徒について医療費を助成している。その内容だが、伝染性、または学習に障害を生じるおそれのある疾病ということで、基本的には学校保健法の規定、その政令に基づく、いわゆる学校病ということで、目の病気であるトラコーマであるとか、皮膚関係の白癬、疥癬、中耳炎、のどの奥のはれ、う歯——虫歯、寄生虫病などが位置づけられており、医師の診断等を受けた中で、医療費の助成を行っている。今後、アレルギー性疾患についても、学校保健法の規定に基づく指定がなされれば、当市においても当然、要保護、準要保護の医療費援助の中に組み入れられてくると思っている。

○竹腰委員 ぜひそうしてもらいたい。国会でこういう答弁がなされたとしても、私たちの町に届くには時間がかかる。アレルギーがふえているので、国の動きを待たずに相模原市としても、機会があれば県や国に要望を出してもらいたいと要望するが、いかがか。

○須藤学務課長 医療費援助については、国の規定に基づく補助事業となっており、市独自の判断で行うものではない。現在、私どもが所管している部分において県の会議等はないが、担当学会等があればお伝えしたい。基本的に、市は国の要項等に基づいた中で実施をしていかざるを得ないということで御理解いただきたい。

○竹腰委員 私自身も4人の子供がアレルギーだったので、本当に長い間、ぜんそくやアトピーの治療にかかった。機会があれば、必ずこのことをつけ加えてもらいたいと要望する。

次に、208ページの体育施設費について伺う。07年に新規事業として小山公園ニュースポーツ広場ができたが、現在の利用状況と今後の計画——例えば、小山はどちらかというと北部だが、南部に同じように若者たちの居場所づくりというか、集まれるような公園をつくる計画があるのか伺う。

○西原スポーツ課長 小山公園ニュースポーツ広場の8月末現在の利用者数は延べ1万2,838人、1日平均83.9人となっている。新

たな公園設置については、今後の小山公園ニュースポーツ広場の利用状況などを踏まえながら、検討していきたい。

○竹腰委員 ぜひ検討してもらいたい。

○阿部委員 決算主要施策成果説明書 172 ページの事務局費の教職員衛生管理経費に関して伺う。今回の一般質問で、公明党の菅原議員からモンスターペアレントの対策について質問されていたが、それに対して教育長から、法的な見地から迅速、適切に対応できるよう相談支援体制を整えることが必要というような答弁をされていた。また、本年3月議会の文教委員会で、細谷政幸議員から青少年の出張相談で、子供の相談だけではなく、先生の相談もあるのではないかという質問に対して、子供の指導において非常に苦慮している。先生の相談も多少あると思うが、実数はわからないと答弁されていた。また、昨年9月議会でも、教職員の勤務実態ということで、全国の小学校の平均勤務時間が10時間37分、中学校が11時間16分というような数字が答弁されていた。

また、7月1日の東京新聞を読んでいたところ、暮らしのコーナーで相模原という文字を見つけたので、読ませてもらう。神奈川県相模原市のある中学の校長室、母親同士が激しい言い争いをしている。しかも、子供の前だ。せっかく子供が自分たちでいじめのトラブルを解決しかけていたのに、納得しない親たちが相手の子供に罵詈雑言を浴びせる。同校の教員は、親が中学生と同じレベルで、本気で怒って泥沼化させてしまう。中には、身内には弁護士もいると、裁判をちらつかせて責める親もいると話す。飛ばして、前述の相模原市の中学教員は、保護者の現状を、1学級に生徒が35人いるとすると、親を含めて50人以上の子供の面倒を見ている感じだと例えている。この記事のまとめで、とにかく持ち込まれる苦情に教員のストレスが増すばかり。一般企業と違って、学校では個々の先生が直接、保護者と向き合わざるを得ないので、こうしたストレスが一因で精神疾患になる教員も多数いる。一昨年度、全国で病気休職した教員のうち、4,178人が精神性疾患によるもので、10年連続増加しているというような記事であった。

至るところでこういう話題が出ており、個人的には、モンスターペアレントなんていう言葉は使ってはいけない言葉ではないかと思う。しかし、実態として言い得ていると言われる方もいる。こうした中で、相模原市の教職員

のうつ等の精神的な病気の発生状況、それから療休等について、現状を伺う。

○佐藤学校教育課長 子供が明らかに問題行動を起こしているにもかかわらず、学校に責任を転嫁したり、あるいは無理難題を要求してくる保護者をいわゆるモンスターペアレントと新聞等で報道している。基本的に、保護者への対応は学級担任が行うものである。ただ、明らかにこのような無理難題と思われるケースについては、複数の教員による対応、あるいは求められる内容分析を指導主事が教員と一緒に考えたりする段取りを踏み、内容の分析作業をする手伝いをする。基本的に、教員1人の過度な負担を避けるというのが大きなねらいである。組織的な対応を学校にお願いしているところである。

○小泉教職員課長 精神的な病気での療休等の状況だが、年度により多少差異はあるが、精神の健康に不安を感じる職員は増加傾向にあると思われる。平成18年度においては、精神面が原因で2週間以上の療休または休職を取得した職員は、管理職を除いて41名、小中学校の全教員の1.8%に当たる。また現在、療休等が長期化する傾向がある。

○阿部委員 先生がこういうような問題を抱えていて、それが教室内で子供たちに伝わっていくということが一番の問題ではないかと思っている。教育長答弁では、相談支援体制を整えることが必要と言われていたが、具体的には産業医のような形で先生についても精神的なケアを行っていくということも必要ではないか。それから一方で、先ほどの新聞記事にもあったように、保護者から法的な話をされてしまうと、これはもう本当にわかりませんという先生もおられた。そうしたときに、顧問弁護士のような形で先生が投げられるような相談窓口を設けてほしいという声も聞いているが、専門的に対処する仕組みができるのかどうか、検討状況を伺う。

○小泉教職員課長 先生方のストレス対策ということだが、教職員は県費負担であることから、神奈川県では平成15年度からメンタルヘルス相談事業を実施している。また、本市としては、平成17年度より教職員の労働安全衛生体制がスタートした。この中でメンタルヘルス事業を立ち上げ、産業医ということではないが、専門医と保健師による学校訪問メンタル相談事業を開始した。また、本年1月からは月2回、北里大学の精神科医によるメンタルヘルス電話相談といったものも開設した。

○阿部委員 法的な対策を支援していくことはできないのか。

○佐藤学校教育課長 明らかに無理難題な要求と思われる事柄に対して、法的な視点から助言をいただくことはまことに意義あるものと理解している。これから教員がさまざまな業務を抱える中で、本来の指導に専念できるような環境づくりをするべく、学校関係者の意見も伺い、迅速かつ効果的な法律相談ができるよう研究していきたい。

○溝呂木教育局長 今、研究ということで答弁したが、いわゆる役所言葉の研究ではなく、実際問題としてどういうものがあるのか、なるべく早くそういった体制を立ち上げたいという形での研究ということで御理解いただきたい。

○阿部委員 本当にさまざまな形のＳＯＳがあちこちから飛んでいる状況だと思うので、早急な対応をお願いします。

次に、同じく１７２ページの事務局費の学校安全活動団体設立支援事業と、あわせて１８０ページの学童通学安全経費について伺う。私が知る限りでも、通学路における危険箇所がたくさんある。また、車のマナーの問題もあり、かなり危険な状況で、いつ事故が起きてもおかしくなく、心配でしょうがない。本市では通学路における事故等の状況をどのように把握しているのか。

○須藤学務課長 学童の通学時の安全対策、特に交通安全についての御指摘だが、決算主要施策成果説明書にも掲げているように、登校時の交通安全確保のため、７８カ所に通学指導員を配置しており、危険箇所をどのように把握しているのかという点も含めて、配置箇所については学校と教育委員会が一定の基準の中で協議し、決めている。それとは別に、学校長もしくはＰＴＡの校外活動委員会等も積極的に学区内の見回り等をしており、気がついた点、改善してほしい点については、逐次、私どもの方に要望という形で上がってくる。それについては、庁内の土木部なり交通・地域安全課で対応できるものもあるし、警察署にお願いしなければならないものもある。したがって、要望等があった場合、私どもの職員の立ち会いのもと、市の関係課及び警察署にお願いして状況を確認し、後ほど私の方から各学校長なりＰＴＡへ回答させてもらっている。４月以降、かなりの学校からそういう要望が上がってきているので、そのままにはせず

に、速やかに現地調査を行い、できることは対応させてもらっている。

○阿部委員 平成18年度の通学路における事故発生件数は把握しているのか。

○須藤学務課長 私の方では把握していない。

○佐藤学校教育課長 学校から報告いただいた事故発生件数だが、平成18年度、小学校においては子供がけがをした事故が79件、そのうち学校管理下による自転車の事故が1件、その他交通事故が6件、合計7件である。中学校においては子供がけがをした事故が118件、そのうち自転車にかかわる交通事故はゼロ件である。

○阿部委員 さまざまな形で事故等が発生しているが、とりわけ登下校時は事故が発生しないしてほしいという思いで質問している。学童通学安全経費で学童通学安全指導員を配置しているが、例えば配置している指導員が5日間のうち4日間しか来られない場合、グループでカバーしてくださいという制度だと思うが、そうすると地域の負担が大きくなる。危険だという認識があるから、安全指導員を置いているのだと思う。配置する以上は、出られない日は地域でカバーしてくださいということではなく、しっかりお金を出し、指導員を配置してほしいと要望する。また、先ほど古内委員から話があったけれども、次の人が見つからないので、地域で何とかしてくださいというのは考えられない議論ではないかと思う。お金がないという話も聞くが、本当に事故が起きてしまってからでは遅いので、真剣な対応を要望する。

○須藤学務課長 先ほどの説明では若干言葉足らずな部分があったかもしれない。例えば、週5日のうちの4日は学童通学安全指導員が立って、1日は地域というふうにとられたかもしれないが、そういうことなく、市が予算措置した中で、登録してもらい、その中で例えば1日来られない場合、その登録者で補ってもらうということである。あくまでも、市が指定した配置場所にPTAの方に立ってもらうということは基本的にない。あくまでも登録者の中から補ってもらうという形でグループ制をとっている。その部分については市が支払うということで、ボランティアではない。

それから、確かになかなか学童通学安全指導員の後任が見つからないといったケースがあるが、これについても、PTA以下、自治会、老人会と

いったあらゆる団体の方にも見守ってもらうということも含めて、願いのするルートを広く拡大した中で見つけてもらえるように指導していきたい。

○阿部委員 谷口小学校では危険箇所を2カ所抱えているが、毎日立ってもらっている方が1日来られないときがあり、どうなっているんだということで、かなり問題になっていた。しっかりとした形でできるのであれば地域に説明し、絶対に事故がないよう、地域の方も安心して過ごせるよう、子供たちが余計な心配をしなくていいよう、しっかり見守ってほしいと要望する。

次に、174ページの教育指導費の国際教育事業の外国人英語指導助手活用事業について伺う。過去の文教委員会では、選考方法、直接雇用と委託の半々で、さまざまな国の方に参加してもらえるような姿勢で取り組んでいると学校教育課長が答弁されたのを承知している。平成19年度の教育要覧に出ている資料を見ると、アメリカ、イギリスが一番多いのはもちろんだが、ジャマイカ、ブラジル、ケニア、ナイジェリアといった方がおられる状況である。そもそもの目的は、英語教育の充実ということだが、その辺はどのように判断しているのか素朴な疑問も持つ。また、平成18年9月議会の答弁の中で、委託や直接雇用について厳しくアンケートを実施し、教育委員会はその結果ももらっており、その評価によって人を変えたり、事業の充実を図っているという答弁があったが、このアンケートや評価の内容を伺う。

○佐藤学校教育課長 平成18年度、学校教育課が直接雇用した英語指導助手、ALTは16名である。そして、委託により21名を各学校にALTとして派遣している。評価については、授業に取り組む英語の先生方、あるいはその学校の管理職がALTの勤務態度、動き、授業内容、あるいは授業観察などを行って評価し、学校教育課にお知らせいただいている。なお、委託の場合、契約上、決められた時間の中で決められたことしかできないが、直接雇用の場合、勤務時間の中であれば、授業のほかに教員研修の講師になったり、あるいは子供たちと英語教育以外の場面——例えば部活動や特別活動といったところで多様なかかわりを持つことが可能になる。その部分が直接雇用の大きなメリットかと思っている。

○阿部委員 直接雇用と委託を使い分けているということだと思う。さまざまな国の方が来られて、いい面、悪い面それぞれあると思うが、どのように評価しているのか。

○佐藤学校教育課長 私たちが直接雇用でA L Tを採用する際、必ず模擬授業を実施する。時間は10分程度だが、私たちが生徒役になり、どのような教材を用い、どのような発問をするか、子供がこのような反応を示したら、あなたはどのようにかけるか、あるいは英語の能力や指導力といったものを見定めている。委託については、業者がA L Tにどのような研修を行っているかといったことについても十分見きわめた上で、委託契約先を決めている。それから、A L Tの国籍についてだが、例えばジャマイカの方が英語圏内の大学に留学し、そこでそれなりの課程を修めていれば、英語の会話能力において不安はないものと理解した。

○阿部委員 やはり本物の英語を聞きたいという保護者がいて、そうになると、イギリスなどが本場になるのかという印象を持ってしまうが、英語能力だけではなく、国際理解を深めるというような意味合いから、さまざまな国の方を採用していると理解した。

それから、友好都市であるトレイル市やトロント市から来てもらったらいいのではないかとされる方がたくさんおられるが、その辺について検討されていると思うが、どうしてやっていないのか伺う。

○佐藤学校教育課長 具体的に申し上げますと、カナダだと思うが、数名のカナダ人のA L Tが相模原市で働いているが、A L Tの出身地をカナダのある一定の町に定めると、人を集めるのにかなり難しい要素がある。毎年、カナダの友好都市から向こうの先生が来られるので、日本の学校を訪ねてカナダの様子を語ってもらったり、英語を話したりする場面は確保している。

○阿部委員 トレイル市、トロント市に限って人を集めることはなかなか難しさがあるということだったが、そんなことは全然ないという意見もある。さまざまな形で友好都市との友好を深めながら、英語指導助手についても効果が上がるような取り組みを期待したいと要望する。

次に、176ページの教育指導費の学校安全教育推進事業、CAPプログラムについて伺う。平成17年12月定例会でCAPプログラム導入に

ついて一般質問を行ったが、プログラムの完成度や効果の高さ、子供たちへの有効性といったことについては、さまざまな場所で議論されていることは承知している。そうした中で、C A Pプログラムは完成されたいものなので、それを幾らかのお金で導入できるなら、素晴らしいではないかという考えがある一方、お金を使わなくてもできるのではないかという意見も聞く。私はC A Pプログラムの実施に参加させてもらったが、自前で同様の効果を広くすべての生徒に与えるのはなかなか難しいと思ったし、ライセンスとしてこれだけの水準を維持しているからできることなのかという印象を受けた。やはりこれからまだまだ活用して効果を上げてもらいたいと考えているが、経費節減とかお金がないという言葉をやたら聞く。代用がきくということで削られてしまっただけでは困ると心配しているが、その点について、もう一度基本的な考えを伺う。

○佐藤学校教育課長 C A Pプログラムは一定のライセンスを取得した者でしか教授できない。また、C A Pプログラムには2点の特色があるかと思う。1点目は、子供へプログラムを教えると同時に、指導者である学校教員にも同じプログラムで授業展開されるということ。2点目は、極めて体系立った教育プログラムになっているということ。そういった意味で、子供たちがみずからの身を守る力を高めるため、このC A Pプログラムについてはぜひ継続してまいりたい。

○阿部委員 教員に対してもプログラムを行うと言われたが、実際にC A Pの指導者と話をすると、保護者にもやってもらわなければならないということである。ただ、本市の場合は事情があり、できるときはやっているが、そうじゃないときもあるということだが、やはり保護者やP T A、広くは地域まで広げてできたら一番いいという意見もあるが、その辺の考えはいかがか。

○佐藤学校教育課長 C A Pを導入する前段階において、各年10から20校くらいでP T A主催によるC A Pの取り組みが行われていた。そういった地盤が整った上で、学校でも導入した経過があるので、各学校のP T A活動の中で取り入れてもらえれば、さらに充実したものになるのではないかととらえている。

○阿部委員 ぜひそういう方向で広がりを持った取り組みをしても

らいたいと要望する。

次に、176ページの総合学習センター費の施設運営費の学校と地域の協働推進事業について伺う。この内容については、本年3月議会で総合学習センター担当課長から前向きなすばらしい理念が述べられているのを議事録に見ることができるが、実際に現場を見に行ったところ、公民館から小学校に情報を持っていき、小学校も公民館に情報を上げている。また、小学校には掲示板があり、活用している。メッセンジャーボーイ役の大学生のボランティアが一生懸命やってくれて、情報の連携が図れたということだが、よく聞くと、そこでストップしてしまって、掲示板ができたのはいいが、その後どうしようかということであった。うたい文句である、地域の力を学校に持ってくるとか、学校が持っている人材を地域に出して協働を進めていくといったことを実現するには、あと一歩、二歩足りないような印象を受けた。このままこの事業を続けていっても、同じような状況ではないかと心配しているが、現状に対する評価や認識を伺う。

○森本総合学習センター担当課長 学校と地域の協働推進事業だが、平成18年度から3公民館区で3年間の指定をした。18年度は1年目ということで、学校と公民館の情報交換、現状整理、課題の共有化といった共通理解やお互いを知ろうというところからスタートしている。委員が言われたのは大野南地区の事例だと思うが、大野南地区については大野南公民館と谷口台小学校が協働で情報の掲示板を公民館と学校に設置するという一つの形ができ上がっている。残りの2地区については、アンケートの実施など次年度へ向けての準備を中心に行った。学校と公民館との共通理解ということが1年目でできたということは、学校と地域がより近づくことができたと認識している。掲示板をつくって、それで終わりなのかという御質問だと思うが、この事業は3年間の期間で考えている。まず、1年目でお互いがお互いを知り、2年目で事業を実施して、3年目で4年目以降も地域の中でしっかり継続していけるような形を整えたいと考えているので、掲示板で終わりということはないと考えている。

○阿部委員 やはり具体的な支援策をどんどんもって行かないと、恐らくこのままになってしまうのではないかとという危惧を非常に感じているので、ぜひ具体策をどんどん出していくように要望する。

続いて、同じ176ページの総合学習センター費の施設運営費のイントラネット活用事業について伺う。インターネット及び学校間イントラネットを活用した教育活動の充実を図ったということだが、実績と評価について伺う。

○天野総合学習センター担当課長 現在、111校に約8,000台のパソコンがパソコン教室あるいは職員室に置かれている。そのパソコンをネットワークで結び、学校の情報化を進めるためにはいつでも安全安心に利用できる環境が保障されなければならないと考えている。今後、情報システム課といろいろな連携を図る中で、堅牢な環境整備をしていきたい。

○阿部委員 ソフト的には、これからもどんどん出していってもらわなければ困る。それから、携帯電話のサイトを子供たちが使っていたり、学校裏サイトがあったり、出会い系サイトに簡単につながったり、詐欺サイト、ポルノサイト等、情報の世界には危険がいっぱいあるということが社会問題化している。本市でもさがみはら教育135号で、IT時代に生きる子供たちということで特集されていた。事態は本当に深刻で、どんどん対応していかなければならない。保護者と話をしても、危険はすごく認識しているが、取り上げるわけにもいかないというところで、市としての取り組みが喫緊の課題であると考えてるが、市の取り組み状況はいかがか。

○天野総合学習センター担当課長 情報教育にかかわる情報安全モラルについてのお尋ねだと解釈する。委員が言われるとおり、巧妙な手口の悪質サイトが子供たちの周りを取り囲んでいるのが現状である。現在、イントラネット活用事業において、本センターにあるサーバーについては有害サイトのフィルターブロック等を施し、各学校から、このサイトは見られないようにしてほしいといった要望を受け入れる体制になっている。しかし、それはただ見られないだけで、実際には子供の周囲に悪質サイトがはらんしているのが現状である。現在、学校で子供や教員が一番最初に開くインターネットのページが情報安全モラルのサイトとなるよう、総合学習センターで用意をした。また、教職員に1人1冊、ハンドブックを配った。その中で、子供たちにはこんな情報モラルが必要であるということをやっている。また、このハンドブックには具体的な指導案、ワーク

シート、保護者への通知の例——例えば、お子さんは本日、こんな安全モラルの授業を受けたので、家庭ではこういうことを協力してもらいたいといった内容も含まれている。そこら辺を活用してもらう中で、モラルについて、学校として何らかの支援ができればいいと考えている。

○阿部委員 この分野は本当にさまざまな危険が次々に出てくる分野なので、教職員も職員も、全市民挙げて危険サイトや情報モラルに反するものについては徹底して締め出すということで、フットワークよく取り組んでもらえるように要望する。

180ページの学校管理費の学校情報教育推進事業、それから186ページの学校管理費の学校情報教育推進事業に関して伺う。説明欄に情報セキュリティ対策の成果が上がっているとあるが、その内容を伺う。

○天野総合学習センター担当課長 セキュリティについてのお尋ねと理解する。職員1人1台にパソコンを整備するということで事業化し、ことしの夏に一段落ついた。この事業は、セキュリティに十分注意したコームサーバーの導入、認証システムの導入、また、グループウェアの導入とあわせてセキュリティポリシーの策定というものを1つのセットとして事業化したものである。この情報セキュリティについては現在、個人情報の持ち出し、持ち込みについては原則禁じている。認証システム等の導入により、物理的にできないようにしてある。昨今、社会的にもいろいろな問題がはらんする中で、このシステムを使った上で、運用してもらう旨を学校に知らせているところである。実際、ことしの夏に各学校へ足を運び研修を行ったが、30校ぐらいから、このセキュリティについての要望——移動コンピューター研修と呼んでいるが、それを実施した。また、10月には、このセキュリティについての注意点であるとか運用の仕方等について、学校の方に連絡するつもりである。

○阿部委員 セキュリティの概要はわかった。パソコン、情報機器の導入に際しては、かなりの金額がかかるので、入札等を行い、コスト削減に努められたと思うが、活用していれば、少しも高いことはないという反面、使わなければ、時間ばかり経過して、そのうちにパソコンは古くなり、場所だけとっているというような状況も出てくる。この辺については、どのようになっているのか。それから、入札等でどれくらいの削減努力を

されたのか、あわせて伺う。

○天野総合学習センター担当課長 機器の導入に関しては、原則的に指名競争入札で行っている。これについては、18年度、19年度のパソコン教室のパソコンも職員室のパソコンもすべて同様である。指名については、これまでの市内での実績であるとか、他地域での状況を踏まえ、昨年もことしも7社から10社を指名している。コスト面だが、17年度から職員室とパソコン教室のパソコンの更新を始めている。以前入札したパソコン教室のパソコンと職員室のパソコンの台数は4,000台くらいずつで、ほぼ同じくらいであったが、入札をいろいろ見直した結果、職員室のパソコンが2倍になったからといって、予算も2倍になるということではなく、大体、1.2倍から1.3倍ぐらいのところで済んでいる。

○阿部委員 本当に目に見える形で使いこなしてもらいたいと思う。データの漏えいについては、たびたび報じられており、この部分は徹底的に注意をしなければならないが、そうすることにより使い方の幅を狭めてしまっては全く意味がない。徹底的に使いこなさなければならない以上、やはり外にも出ていかなければならない。セキュリティーとセットで使って、インターネットを自由に見る、メールを自由に使いこなす、生徒や保護者たちとやりとりをするといったことで、先生方が自分で学び、自分で成長するための道具でもあると思うので、さらなる利活用とセキュリティーの徹底をお願いする。

200ページの30番図書館費の図書館システム経費について伺う。新しい電算システムが稼働していると聞いているが、この新規導入の意義、目的等を伺う。

○小林図書館長 図書館電算システム更新の意義、目的だが、今までのシステムは貸し出し登録者の増加あるいは蔵書の増加に十分対応できず、メモリー不足等により処理スピードが遅いといったことがあった。また、検索方法等が複雑で使いにくいということで、効果的な運用に問題があり、長年の懸案であったインターネット予約を実施するには、ハードウェアとソフトウェアの更新が必要であるということで、利用者の利便性の向上と増加した事務量に対応するために更新したものである。

○阿部委員 使ってみて、他の自治体の図書館システムが備えている

機能はみんなあるし、携帯電話からも使えるQRコードから入ることもできるので、新しい周知徹底の方法も考えているとは思いますが、この意義、目的で新しいシステムが今まで以上に手間暇がかかってしまったり、ランニングコストがかかってしまうというようなことでは本末転倒になってしまふ。使用状況も含めて、現状はどうなっているのか伺う。

○小林図書館長 運営にかかわるランニング費用は、機器の賃借料、リース料、保守料だが、いずれも平成18年度から平成19年度にかけては低減している。それから、手間暇というのは職員の手間暇ということで理解するが、手間暇については、現在、橋本図書館にメインのサーバーを設置しており、集中管理が行われる体制になっている。それから、各機器の性能も従前より格段に向上しているし、開発メーカー——具体的には三菱電機だが、そちらのメンテナンス体制あるいはバックアップ体制もしっかりしているので、いざというときにはすぐに対応できる体制をとっている。

○阿部委員 新しいシステムにより、今、図書館を利用している方の利便性はすばらしく向上したと思うが、今まで図書館に興味のなかった方、本に興味のなかった方が新規に図書館を利用するきっかけになるせつかくの仕組みだったのに、非常に惜しいことをしていると思う。というのは、貸出券のない人は使えず、貸出券をつくって借りる仕組みが、ある人のみが前提となっているシステムだということである。もっと図書館に興味を持ってもらう、使ってもらおうといった思想は、携帯電話が使えるということとかいま見ることができるが、初めての人が図書館の検索をして、この本を借りてみようかと思ったときに、そこから貸出券をつくりに行くということではなく、その場で貸出券が発行できたので、本と一緒に取りに来てくださいといったぐらいの発想は今の時代にあってもいいのではないかと思う。ウェブシステムなので、そのような取り組みも簡単にはいかないうのは承知しているが、身軽に変更できるのが売りでもあるはずなので、そういった対応を要望する。

それから、さかのぼって180ページの学校管理費の小学校環境対策事業について伺う。この事業は大変評判がいい事業だが、まだまだ残っている学校があり、早急にやってほしいという声を非常に強く聞いているが、

前倒しできないのか伺う。

○田辺学校施設課長 航空機騒音対策として、防音サッシへの取りかえと冷房設備を整備する事業についてだが、平成１７年度から取り組み、住宅防音工事区域内にある１０校——小学校６校、中学校４校で始めており、１８年度末で６校が完了している。最終的には２２年までに１０校の整備を完了させたい。

○阿部委員 この事業が始まる前には相当、市民による要望活動が行われ、地域では待ちに待った事業である。多くの議員が要望しているところだと思うので、少しでも前倒しできるよう、強く願います。

次に、１８８ページの学校建設費の中学校用地購入事業について伺う。これに関連して、平成１７年度の包括外部監査の結果報告書に新町中学校の用地取得について載っている。結論としては、市の決算書に網羅性、透明性を持たせるためにも、公社の先行取得が終わり次第、市は買い戻しを実行し、市の公有財産にすべきである。取得が遅くなればなるほど、利息分がどんどんかさんでいくだけだとの指摘を受けている。中央中学校においても、土地開発公社の先行取得が終わり、学校用地として本来の用に供するようになったら、早急に公社より購入すべきだと思うが、中央中学校の用地取得の考え方と、市内でほかにこのような土地があるのかないのか、あわせて伺う。

○田辺学校施設課長 外部監査報告では、新町中の場合、平成１６年度に買い戻しをしているが、土地開発公社で購入後の平成４年ぐらいから９年ぐらいかけて買い戻しており、時間がかかり過ぎている。その間、当然、公社に払う支払い利息も上乗せされ、一方、地価が下落したといった状況があり、乖離が進んでしまった。１６年度の購入時点での時価が必ずしも実勢価格を反映していないというような指摘を受け、速やかに購入しなさいという指摘だったと思う。中央中については、平成１７年１２月に土地開発公社が地権者から購入し、１９年３月に買い戻しをしている。要するに、翌年度には買い戻しをしている。したがって、公社の購入価格に諸経費は当然乗るのだが、実質的には３００万円が上乗せされた。基本的にその後、小学校、中学校の用地購入の事例はない。

○阿部委員 他に事例もないということなので了解した。

次に、１９０ページの社会教育総務費の生涯学習推進事業の生涯学習ル

ーム運営費について伺う。この事業については、地域や学校ごとに活用状況が違うというような話を聞いている。特に夜間や土曜日などは地域で盛んに使われているところもあり、平日は子供たちの授業に気を使って、静かなサークルの方が使われているところもあるという話も聞いた。一方で、利用者の人数が少ないときに、余裕教室を生涯学習ルームにしていたが、現在は多くなり、生涯学習ルームになってしまっていて、保護者がまた前のように使いたいと思っても、もう使えないといった事例もあると聞いている。その辺で、あくまでも児童のための学校であるべきなのか、それとも生涯学習として、開かれた学校としてさまざまに利活用していくべきなのか、市の思想が問われるところだと思うが、考え方を伺う。

○高橋生涯学習課長 生涯学習ルームについては、市内の小中学校10校に18ルームを設置している。まず、利用状況だが、基本的に、平日については夜間利用、土曜、日曜、夏休み等の休業日については、午前、午後、夜間と3区分ある。そういう中では、土曜、日曜は1日当たり3団体が使えるということで利用が多いのかと思う。ただ、利用率等を見ると、平日利用が多い小学校などもあるので、地域の実情に応じて活用してもらっているのかと評価しているところである。

また、生涯学習ルームは基本的に学校の教室なので、学校が中心になる。ある中学校でことし4月に新1年生がふえるということで、ちょうど昨年の今ぐらいに教頭と何回か議論し、もしクラスルームがふえる場合は生涯学習ルームを普通教室に返すことになった。結果的には4月にクラスルームがふえなかったので、現在も生涯学習ルームとして活用している。今後も児童数の変化や学校のいろいろな特別事業等に応じて、それぞれの学校の校長や教頭、または学校施設課、教育委員会等と十分協議しながら、進めていきたい。身近な学校を生涯学習の場として活用することについては、今後もそれぞれの学校に御理解いただきながら進めていきたいと考えている。

○阿部委員 私が聞いた話では、1階に生涯学習ルームができる前までは女子の更衣室だった学校もあるそうである。生徒がふえても、今はまだ余裕教室があるのでいいが、生徒がふえ、生涯学習ルームが上の階になってしまうと、いろいろと不自由な面もあるので、1階がいいというような声も聞いている。やはり柔軟で弾力的な運営をしながら、お互いに気持

ちよくやってもらえるよう要望する。

最後に、210ページの総合体育館費の総合体育館改修事業について伺う。平成20年10月から改修工事が始まり、工事期間である1年間は総合体育館の利用はできないと聞いているが、この認識でよろしいのか。

○西原スポーツ課長 平成20年10月から1年間の予定で工事を実施したい。

○阿部委員 工事期間中は全く利用できないのか。

○西原スポーツ課長 この間は全く利用ができない状況になる。

○阿部委員 これまで定期的に使われていた方や団体の方などにさまざまな混乱が起こることが予想されるが、その対策はもう既に行っているのか。

○西原スポーツ課長 広報紙やホームページ、エフエムさがみ、各スポーツ施設への掲示などで周知を図ってまいりたい。半年前から申し込みが可能なので、今年度中には実施したいと考えている。

○阿部委員 どんなに周知しても、その場になっていろいろ問題が出てくるとも考えられるので、その辺の対策をしっかりとってもらえるように要望して終わる。

○西村委員長 休憩する。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 開議

○西村委員長 再開する。

○田辺学校施設課長 先ほどの阿部委員に対する答弁を訂正させてもらいたい。

中央中の拡張用地と同じような形の公社保有の土地があるのかというお尋ねに対し、ないとお答えしたが、麻溝小学校の拡張用地、約1,355平米について、平成8年から11年にかけて土地開発公社に先行取得を依頼し、取得してきた。これについては早期に買い戻すところだったが、麻溝公民館出張所と麻溝小の間の県道相模原町田線の拡幅工事が県から提示され、既存の麻溝小の校舎敷地と拡張用地があわせて本線の中に入っており、買い戻せない状況になっていた。

○加藤委員 決算主要施策成果説明書 182 ページと 186 ページに共通する要保護及び準要保護児童あるいは生徒就学援助費について伺う。かつても取り上げたことがあるが、本市が独自に進めている眼鏡等購入費助成の申請者数、あるいは認定者数、そして認定までに要する日数について伺う。

○須藤学務課長 眼鏡等購入費助成の実績だが、小学校については、平成 16 年度が 131 件、17 年度が 151 件、18 年度が 168 件である。中学校については、平成 16 年度が 185 件、17 年度が 225 件、18 年度が 261 件である。

申請についてだが、就学援助に関する事務については 2 月ごろから周知を始め、在校生については 3 月中旬ごろまでに申請してもらい、新入生については入学式の後すぐにパンフレット等をお渡しし、4 月中旬ごろに申請してもらう。

認定についてだが、特に準要保護については所得審査をしなければならないものが半数以上あり、所得状況、税情報等が確認できるのが 6 月上旬以降となり、審査結果に基づく結果の通知を発送するのが 7 月上旬ごろとなっている。ただ、過去にも改善について御指摘をいただき、16 年度以降については、特に眼鏡購入や医療券について、認定が出る前に必要な場合、学校なり教育委員会に事前に相談してほしいということで、保護者用のチラシなどで周知を行ってきた。相談をいただいた場合、可能なものについては事前審査ということで対応している。また、微妙なボーダーライン上の方については、認定された後、さかのぼって援助対象となる。平成 15 年度までについては、さかのぼって援助対象にはしていなかったが、16 年度から改善している。

参考までに、18 年度は小中学校全体で 429 件の眼鏡、コンタクトの購入があったが、その約 12.4% に当たる 53 件を認定前に交付した。本年度についても、同様に 48 件を交付している。

○加藤委員 認定前の購入についての補助がきちんとなされているということで安心した。ただ、認定前の交付が 53 件、あるいは 48 件ということで、全体の数からすると少ないという感じがしないわけでもない。今後、それぞれの児童生徒の事情をきちんと掌握する中で、丁寧に対応し

ていってもらいたいと思う。

続いて、同じページの学校保健費の児童あるいは生徒災害共済負担金等経費について伺う。これは小中学校ともに給付件数が伸びている状況だと認識しているが、いかがか。

○野田学校保健課長 児童生徒災害共済の平成18年度の実績だが、小学校が2,867件で給付額が2,395万円、中学校が1,892件で給付額が4,370万円、小中合計が4,759件で給付額が6,765万円となっている。この制度による給付金等の種類は、学校管理下における事故等に起因する傷病にかかる医療給付金、あるいは障害見舞金、死亡見舞金等あるが、平成18年度は大部分が傷病にかかる医療給付金となっている。発生状況としては、小学校においては休憩時間あるいは体育の授業中における骨折あるいは捻挫がかなり多くを占めている。また、中学校においてはクラブ活動中における捻挫あるいは骨折が多くを占めている。傾向としては、委員が言われたように、ここ数年増加傾向にある。

○加藤委員 増加傾向にあるが、偶発的なものもあるので、一概にこういう対策をとれば著しく減少するといったものではないと思う。全体の2割強くらいが骨折、それ以外の多くは打撲や捻挫、切り傷が大分占めると思うが、そういった中で、ここ最近の学校の医薬消耗品については、どのような対策を講じているのか伺う。

○野田学校保健課長 小中学校における医療消耗品の予算額の推移だが、小中合計で平成17年度が452万円、18年度が481万円、19年度が628万円となっている。平成18年度は合併等にかかわる積算等の事情から若干の落ち込みはあったが、毎年度充実を図っている。学校から予算がなくて薬が買えないといった具体的な話は聞いていないが、とにかく医薬品はどうしても必要なものなので、緊急に必要な場合にあっては、学校保健課で留保している医薬品の予算が少しあるので、そちらを充てるといったことで対応していきたい。

○加藤委員 具体的な対策を行い、けが等を減らすというのはなかなか難しいと思うが、体育の授業あるいはクラブ活動において、事前に事故やけが等を防ぐような形の努力は続けてもらいたい。

続いて、先ほど阿部委員からも質問があった航空機騒音に対する工事の

関係で伺う。飛行機が飛んでいる前後は、恐らく学校では窓を全部閉めても授業にならないというささだと思うので、できる限り早い対策を講じてもらいたい。22年度までに工事を全部終了するということだったが、ここで対象区域が拡大された。拡大された地域については、今、具体的な計画を持っているのか。

○田辺学校施設課長 航空機騒音の対策についてだが、18年1月に対象区域が拡大され、従来の10校のほか、さらに鶴の台小、鹿島台小、谷口台小、大沼小、若松小、大野小、大野南中、鶴野森中の8校が対象となった。これについては、先行する10校の整備が終了するであろう22年度以降、整備をしていきたい。

○加藤委員 ぜひそういう形で、しっかり教育環境の整備に取り組んでももらいたい。

続いて、これも以前に取り上げたことがあるが、学校における防火シャッターの安全装置について伺う。以前、大規模改造工事にあわせて設置に取り組んでいくという答弁をいただいているが、最近の状況はどのようなになっているのか。

○田辺学校施設課長 防火シャッターの安全装置の設置についてだが、法改正により、新築、増築する場合に実施することが義務づけられた。本市では、それに合わせて大規模改造工事の際に実施していきたいと考えている。平成18年度実施の大規模改修工事からシャッターを交換し、安全装置付きのものに変えている。

○加藤委員 これまでも全国で死亡事故が起きているので、シャッターの取りかえも含めて、ぜひ継続的に安全装置の設置に取り組んでももらいたい。

続いて、200ページの図書館費について伺う。いろいろな資料を見ると、各図書館において未返却や不明になっている蔵書が非常にふえているように思うが、実態はどうなのか。あわせて、いたずらされたり、破られたり、汚されたということで貸し出しができない書籍の数もわかったら伺う。

○小林図書館長 視聴覚資料、雑誌を含めて、平成18年度に督促状を発送した件数は延べ2万9,203件、冊数にして7万2,614冊である。それから、正規の貸し出し手続を経ずに持ち去られたと思われる図

書を不明と呼んでいるが、平成１８年度に不明に伴い除籍した図書は２，９２７冊である。あわせて、未返却、不明に伴い除籍した図書は５，７０４冊である。

それから、平成１８年度に貸し出した図書のうち、汚れたり、破損したり、落書きがあった図書は１万２，５００冊発生した。そのうち６割は長年使っている中で表紙が外れたり、落丁があったり、故意とは思われないものだが、残り４割、約５，０００冊は再び貸し出しができないような状態の図書であった。そのうち、故意に表紙やページを外したものが半分、ボールペンやマーカーで書き込みしたり、線を引いたりしたものが３割、それからページや写真を切り取ったり、料理本のレシピ部分だけ切り取ったり、あるいは水の中に落したり、雨にぬれてふやけてしまったり、食べ物がついていたりといったようなものが２割である。

○加藤委員 これは当然、借りる側のモラルに一番の問題があり、それを見越して市が対策をとるのも本当はおかしな話である。未返却、不明に伴い除籍した図書や、いたずら等により貸し出しできない状態になった図書は図書購入費に換算するとどれくらいになるのか。また、督促状発送に伴う経費は年間どのくらいになるのか。

○小林図書館長 まず、未返却に伴い除籍した２，７７７冊を金額換算すると約５２６万７，０００円である。それから、不明に伴い除籍した２，９２７冊を金額換算すると約３７９万３，０００円である。あわせて、一部の心ないモラルが低下した利用者によって貸し出しできなくなった図書を金額換算すると約９００万円である。

それから、平成１８年度に滞納者に対して発送した督促状は２万９，２０３枚で、平成１８年度に発送した督促状は平成１７年度の予算で執行したので、それらも含めると１６２万９，５２７円の経費がかかっている。

○加藤委員 心ない人たちのために、市民の財産というべき図書館の書籍がこれだけむだにされているというのは、政治の世界に入る前に書籍関係の仕事をしていた人間の一人として、非常に悲しく思う。

督促状発送に要する必要経費１６２万９，５２７円というのも、本来ならばかからなくて済む経費であることは言うまでもない。また、返却がないので連絡してみたら、どこかに行ってしまったって連絡がつかなくなってし

もうというケースも非常に多いかと思う。引っ越しをする際、電気、ガス、水道には転居の報告をしても、恐らく図書館に報告をする市民はなかなかいないと思う。だけれども、そのままにしていると、今のような形で不明の冊数がどんどんふえ、督促の経費もかかるのではないか。こういうことではだめだと思う。

また、登録状況を定期的に確認するといっても、今の時代、自宅に電話をして確認するというのも非常に難しいのではないかと思う。また、返さない人、なくしてしまった人に対して貸し出しを一定期間制約するとか、モラルを守らない人に対しての規則というのも大切なことではないかと思う。この辺について、現在、どのような取り組みをしているのか。

○小林図書館長 初めに登録の関係だが、お話があったとおり、現在の制度では有効期限を設定していないので、一たん貸出券を発行してしまうと、利用者本人から届け出がない限り、そのままになってしまう。図書館では、日ごろから利用案内あるいは貸出券カードの裏に住所等の変更があったら速やかに届け出てもらおうよう案内しているところだが、なかなか徹底しない状況である。今後、例えば4年ごとに——4年というのは、大学生が卒業するまで4年だからということだが、登録内容の確認、更新をお知らせし、手続きをしてもらうというような方法も一部の自治体で取り入れているので、その辺についてはこれから検討していく必要があるかと思っている。また、実際には図書館を利用していない、いわゆる幽霊利用者也相当数いると思う。そういった利用者の住所や氏名といった個人情報をいつまでも図書館が管理していくというのも個人情報保護の観点からも望ましくないので、改善していきたいと考えている。

それから、長期未返却者に対する措置だが、実は私どもも長期間にわたって返してもらえない方については、貸し出し停止のペナルティーを近く実施するという方向で、現在検討を進めているところである。既に県内では県立図書館、厚木市、秦野市、近隣では八王子市等でも実施しているので、その辺の実態もよく勉強しながら、それに向けて取り組んでいきたい。

○加藤委員 最近は大人も含めて図書離れということが言われて久しく、相模原市の各図書館の貸し出し冊数の状況を見ても、減少傾向にある。そういった中で、橋本図書館は駅から近いこともあり、周辺自治体の

登録者数も多いが、やはり貸し出し冊数が減少している実態がある。そういう中で、津久井地域の各図書室では、図書室を開けている開室時間が週1回、3時間程度と短時間であり、地域が広い中で、子供たちも本を借りやすい状況にあるにもかかわらず、制度的に非常に不便な状況で、利用率も下がっているのではないかと思います。この辺の対策をすべきではないかと思うが、いかがか。

○小林図書館長 現在、津久井地域には10カ所の図書室が設置されており、開室日が週1回となっているのは、青野原図書室、串川地域センター、鳥屋地域センター、青根公民館の4カ所である。このうち、青野原図書室については、ことしの10月から平日の午前10時から午後5時まで開室する予定で、現在、職員確保等の準備が始まっていると承知している。その他の3図書室については、今後、図書館、図書室全体にかかわる利用者サービスの向上という観点からどうあるべきか、市長事務局等、関係する機関とともに開室時間の拡大、あるいはそれに伴う職員確保等々について協議し、いい方向にもっていきたいと考えている。

○加藤委員 津久井地域の図書室についても、もう少しサービス向上が図られるように取り組んでもらいたい。図書館では未返却、不明となる図書が非常に多いが、地域に根差した公民館では未返却、不明となる図書は非常に少ないという状況がある。それだけ身近なのだと思う。前にも申し上げたことがあるが、例えば相模大野図書館についても、返却しやすい工夫——例えば駅の事務室等、いたずらをされないようなところに返却ポストを置かせてもらえば、通勤通学の途中に返してもらえるようになり、返却率が向上し、督促状発送にかかる経費も節減が図られると思う。先行自治体についてしっかり研究しながら、図書館の充実について取り組んでもらいたい。

次に、学校遊具の関係で伺う。以前、学校遊具の整備管理については、他の公園等と同等に、マニュアルのもと定期的に取り組みをしていくという教育長からの答弁があったが、現在、学校遊具における点検、整備管理の状況はどのようなになっているのか。

○田辺学校施設課長 学校遊具については、市教育委員会としての安全確保と、学校現場における日常的管理の2つがある。特に学校現場における日常的管理は重要で、教育委員会との連携は大事だと思っている。学

校現場では、日常の安全確保を図るため、ほとんどの学校で月 1 回、安全点検日を設けている。教頭と体育遊具施設の担当——ほとんどの場合、体育指導の先生がなっていると聞いているが、この方々が中心となり、点検チェック表によりチェックしている。当然、これとは別に、学校の状況によってまた違うかもしれないが、ほとんどの学校では教頭あるいは学校作業員が毎日のように時間を見つけて点検を行っていると聞いている。その際に不備を発見すれば、教育委員会が連絡を受け、直ちに対応する。また、教育委員会としては年に 1 回、夏休みを中心になるが、専門業者による点検を行っている。A、B、C、D のランクで評価し、一番危険な D ランクがあれば、担当が現場に赴き、業者を差し向け、至急補修を行うといった体制ができている。

○加藤委員 幸いにも、相模原市では大きな事故は発生していないが、国の安全基準が確立されてもなお、いまだに全国の学校、公園関係の遊具の事故あるいは欠陥というものの非常に多く報道されている。これからも先進的にしっかり取り組んでももらいたいと思う。

きょうは朝からずっと、携帯メールによる脅迫によって高校生が自殺した事件について報道されていた。IT 技術の進歩とともに、私自身もパソコンや携帯を使うことによって、今まで簡単に書けた漢字が書けなくなり、また、小学生、中学生においても、言葉どころか日本語も崩壊しているといった問題がある。また、先ほど出ていた情報の安全という問題もある。学校が抱える問題として、本来であれば家庭あるいは兄弟、地域の中で処理されるべき問題がすべて学校へ来ており、現場の職員や学校行政をつかさどる皆さんは本当に御苦労されていると思う。子供たちを抱える現場だけに、これからもさまざまな意見や要望が来ようかと思うが、しっかり受けとめて取り組んでいてもらいたいと思う。

最後に、先ほどもお話ししたが、最近のいじめというのは表に出ず、携帯によるいじめで自殺に追い込まれるケースが全国的に広がっている。また、IT 技術の進歩によって漢字や日本語が崩壊している。こういった教育そのものに影響を及ぼす周囲環境がある中、相模原市として、子供たちにどういう形で接し、どのように問題点としてとらえ、これから取り組まれようとしているのか。教育長なり教育局長に伺う。

○溝呂木教育局長 私もパソコンをやっているが、今、実際にいわゆる迷惑メールが届いている。私がメールを出した先の方が安易な管理をしていて漏れたのか、いろいろあるのだろうが、そういった状況がある。また、加藤委員が言われたように、私も何だか漢字がだんだんわからなくなって、ふだん辞書を持たないので、パソコンで字を確認したりという変な話になっているが、大人自体がそういう状況なので、子供たちがどうなるのか心配している。そういったところまで、本来学校教育がかかわるのかということもあるが、学校教育でしっかり認識し、対応しなければならないと思っている。情報セキュリティーの問題を初め、さまざまな情報機器に対する対策については、学校教育でこれからも力を入れていかなければならないと思っている。

○大沢委員 まず、176ページの副読本等発行費の家庭向け性教育読本について伺う。これは新1年生の入学式で保護者に配付していると承知しているが、渡す際に、説明をしたり、もしくは印刷されたものを入れて渡しているのか。

○井村総合学習センター担当課長 現在、性教育読本については総合学習センターで発行している。新1年生の入学時に保護者へ配付を行っている。白い封筒の中に入学おめでとうございますというような文言を添えてお渡ししている。

○大沢委員 そうすると、入学に関してのことは書いてあるが、これをお渡しする意味とか目的は特に書いていないのか。

○井村総合学習センター担当課長 特別ない。

○大沢委員 小学1年生で渡して、その後、中学3年生まで使われるということだが、その間、それに対するフォローというか、話をする機会はあるのか。

○井村総合学習センター担当課長 これについては、冊子の中にある活用の手引に記載している。それを保護者に見てもらいながら、子供の成長過程で御利用いただくという形で進めている。

○大沢委員 私が聞いたところによると、一部なのだろうが、1年生で渡して、いざ高学年になって見ようとしたときに、見つからなくなるケースもあるようである。部数もかなりつくられているし、せっかくのいい

ものなので、有効に使ってもらいたいと思うが、渡しっぱなしというのも問題かと思う。平成5年2月に発行し、平成17年に内容を一部改訂したということだが、今後、検討する余地はあるのか。あるとすれば、どのようなスケジュールなのか伺う。

○井村総合学習センター担当課長 委員御指摘のとおり、平成5年度に発行して以来14年間にわたり、部分改訂を繰り返し行いながら配付している。今後の予定だが、平成20年度の全面改訂に向けて、検討会を設置し、性教育読本の内容、あるいは配付の時期、小中の分冊等々を含めて検討し、その後2年間をかけて具体的な編集を経て、平成23年4月には新たな性教育読本として発行していくことを目指している。

○大沢委員 例えば小学校で渡して、中学校でも渡すとか、中学年ぐらいで渡すとか、渡す時期なども検討してもらい、もっと有効に活用してもらえるように要望する。

次に、同じく副読本である社会科副読本——小学校社会科副読本さがみはら、中学校社会科副読本私たちの相模原というものがあるが、ページをめくると、市民憲章が載っている。例えば社会科副読本を使うときに、市民憲章を指導とか唱和したりすることはあるのか。

○井村総合学習センター担当課長 副読本については、同時に教師用の指導書を発行しており、その中に指導するときの方法等について記載している。具体的には各学校での運用になるかと思うので、詳細については掌握していない。

○大沢委員 把握されていないということで受けとめておく。例えば、市民憲章を市議会の議場で唱和している自治体がある。例えば、埼玉県戸田市議会では定例会の都度、全員で唱和している。また、福井県の越前市議会では今まで唱和していたが、合併により、唱和したくてもできなくなった。しかし、また市民憲章ができれば、いずれ唱和したいという方向だと聞いている。また、本市においても、合併前の城山町、津久井町、相模湖町、藤野町において、それぞれに町民憲章があったが、合併後、相模原市の市民憲章に統一された。やはり旧町民にすれば、自分たちの町民憲章がなくなったということに対して、いろいろ複雑な思いがあると思う。だからこそ、この表紙に書いてある市民憲章というものを、もう少し重く

受けとめてもらいたいと思う。それと、私たちもそうだが、市民憲章を知らない人も意外に多い。議長や市長は憲章の目指す目標に向かって政策立案に努めているわけである。そういうことも考えると、もう少し重く受けとめて子供たちにこういうものがあるというようなことも指導してもらいたいと思うので、要望しておく。

○佐藤学校教育課長 先ほどお尋ねにあった副読本、さがみはらと私たちの相模原は、それぞれ小学校、中学校の社会科の授業で扱うもので、地理、歴史、政治、経済といった内容を含んでいる。

市民憲章については、主に中学３年生の公民で地方自治を扱うときに、条例はこのような手順で定められ、このような形で政治が進められるといった中で一つの教材として取り扱っているのが一般的な姿である。

○大沢委員 付け加えさせてもらおうと、どういうわけか、市民憲章が載っているのは裏表紙とか一番最後である。そこら辺も、できたらで結構なので、お話ししてもらえように要望する。

次に、１９０ページのふるさと文化振興事業で、まず最初に津久井城跡調査事業について伺う。いつごろから始めて、具体的にどのような調査をしているのか。

○大川文化財保護課長 この事業は、平成７年度から旧津久井町が津久井城の全容を把握するために調査を開始したと承知している。これまで山ろく部分の城主が住んでいたといわれる館部分、あるいは山ろくから山頂にかけて堅堀があったといわれる部分について調査を実施している。

○大沢委員 ここは県の管理だと思うが、今まで津久井町で発掘調査をし、今回、合併により相模原市が発掘調査をするということだが、何か理由があるのか。

○大川文化財保護課長 委員が言われるとおり、公園は県立公園として県が整備している。例えばパークセンターといった建物あるいは公園内の園路建設に伴う埋蔵文化財等の調査は県の責任において行っているところである。しかし、その他、施設のない部分については、やはり津久井城というのは旧津久井町民の貴重な財産であるし、現在は相模原市民の貴重な財産となっているので、それらが発掘調査し、明らかにしていくことは、新市としても継続してやっていく必要があると考えている。

○大沢委員 この城山自体がハイキングコースになっており、実際には登らず、ビデオで様子を拝見したが、本当にいいところであった。この周知について、市では取り組みを考えているのか。

○大川文化財保護課長 パンフレット等の配置はしているが、いわゆるハイキングコース等としてのPRは、今まで文化財保護課としては行っていない。しかし、発掘調査に伴う現地説明会等は毎年行っており、貴重な文化財の現状を市民に広く知ってもらうというふうなPR活動を行っている。

○大沢委員 パークセンター以外、どこかにパンフレットを置いているのか。

○大川文化財保護課長 具体的にどこの施設ということは掌握していないが、文化財保護課でも公園からパンフレットをもらっており、必要があれば配っている。

○大沢委員 必要なときに配るということも必要だと思うが、やはり合併したので、できるだけ自主的にいろいろなところにパンフレットを置いてもらいたいと思う。

○大川文化財保護課長 県の土木事務所ともいろいろかわりを持っているので、そうしたことについて調整し、市の公共施設等にも配付していきたい。

○大沢委員 次に、その下にある郷土の偉人尾崎罌堂に学ぶ事業について伺う。私も昨年、尾崎罌堂杯争奪青年演説大会に行かせてもらったが、まだまだ津久井の方が多く、旧相模原市への周知が不十分かと思ったが、その点についてはいかがか。

○八木津久井教育課長 尾崎罌堂杯争奪青年演説大会については、中学校、高等学校を対象に、主催者である尾崎行雄を全国に発信する会においてPR活動を行っている。昨年度は中学・高校生の部に5名が参加しているが、大体1.5倍ぐらいの申し込みがあった。それから、青年の部については6名が参加しているが、大体5倍ぐらいの申し込みがあった。今年度についても、PR活動を行っている。

○大沢委員 それに関連して、尾崎罌堂子供文化事業ということで、相模原市と他市の子供の交流事業が予定されていると聞いたが、具体的な内容を伺う。

○八木津久井教育課長 今年度は、尾崎罌堂生誕150年を迎えるので、伊勢市との交流事業を計画している。内容については、尾崎罌堂に関する本を読んでもらい、読書感想文を募集し、伊勢市、相模原市ともに20名を選考し、相模原市で1泊2日の予定で交流会を実施する。今年度は、罌堂生誕月である11月10日、11日の土曜日、日曜日、相模川ビレッジ若あゆに宿泊する予定である。やはりこの事業についても、尾崎行雄を全国に発信する会が主催して、津久井教育課が支援している。

○大沢委員 対象者は小中学生なのか。

○八木津久井教育課長 市内の全中学生を対象にしている。

○大沢委員 中学生が尾崎罌堂を知るいい機会だと思うので、ぜひ各学校に周知し、なるべく多くの方が参加できるように要望する。

関連して、今月28日、29日に、ふるさとの歴史上の人物を地域づくりに役立てている全国の都市が一堂に会し、先人らに学ぶというフォーラムが首都圏で開催される。例えば、小田原市なら思想家の二宮尊徳、富山県なら前田利家ということだが、本市でも尾崎行雄を全国に発信する会において、こういうものに参加するということも考えてもらいたいと要望しておく。

続いて、198ページの公民館活動費に関連して伺う。星が丘小学校では学社連携事業ということで、学校と公民館のサークルなどが一体となって連携し、絵手紙で心を伝えようとか、茶道体験教室、戦争体験談といった事業を行っていることは承知しているが、これに対して、どのように評価しているのか。

○高橋生涯学習課長 現在、星が丘公民館と星が丘小学校が連携し、子供たちの社会体験等の事業を行っている。星が丘公民館区には小学校が1校しかない、公民館区と小学校区がほぼ同じところにある、公民館と小学校が同じ敷地内にあるといった立地特性があり、過去から公民館と小学校が連携していろいろ事業を進めてきた。特に平成14年度からは学社連携——学校と公民館が一緒になって事業が進められている。また、星が丘公民館において、17年度に星が丘公民館の進行計画を策定してもらったが、その中で、学社連携を大きな柱とし、子供たちが心豊かに育つ環境づくりを目指し、学校と地域の連携を密にしていくといった重点目標がつく

られている。

18年度は、大きく4つの事業を行っている。小学校6年生の社会科授業の一環として、茶道体験学習——地域の茶道サークルの方に講師になってもらい、茶道の文化、お点前、お茶の歴史といったことを子供たちにお話しいただき、その後、お点前を体験する。そのほか、地域の方から戦争体験を聞く、または小学3年生では相模原の昔を調べよう、絵手紙で伝えようといった事業を行っている。これについては、教育委員会、生涯学習としても、非常にユニークな先行的な事業だと評価しているところである。

○大沢委員 他の公民館でやっているところはあるのか。

○高橋生涯学習課長 星が丘公民館が非常に先駆的にやっていると承知している。学社連携という観点で、ほかの館における18年度事業で申し上げますと、例えば相武台公民館と相武台にある、緑台小、相武台小、もえぎ台小の6年生、相武台中学校の1年生が連携して地域清掃活動を行い、それが自治会等にも広がり、世代間交流を深める形で、昨年11月7日に重点的地域の住民で清掃活動を行った。これも学校の授業の一環として行っている。それから、橋本公民館においても、橋本地域の郷土史等を進められている方が橋本地域を題材にしたイロハカルタをつくり、管内にある旭小、橋本小、宮上小の3年生が社会科の授業の一環で、カルタをつくられた方を先生役として、地域の歴史や郷土のわらべ歌といったものを教えてもらった。こんなような事業が特徴的であると承知している。

○大沢委員 例えば、星が丘公民館の4事業に対して、どのぐらいの予算をかけているのか。

○高橋生涯学習課長 茶道体験学習では、サークルの方、6名にお手伝いただき、合計1万2,000円の謝礼をお渡ししている。子供たちにはお茶と茶菓子で1人当たり150円を学校が実費負担ということで、合計2万6,700円を学校で負担してもらっている。

○大沢委員 少ない予算で教える側にもならう側にも相乗効果があり、とてもいいことだと思う。これからの公民館活動には、やはりソフト面の充実が必要なので、こういった事業をもっと推進してもらいたいと思う。教育委員会の立場としては、地域での勉強の場ということなので、公民館にああしなさい、こうしなさいということはなかなか言えないと思う

が、周知ということなら協力できると思うが、いかがか。

○高橋生涯学習課長 まさに学社連携事業というのは、本市が社会教育を推進する上において重要なテーマである。市内の32公民館それぞれにある公民館運営協議会において運営協議を行い、どういう事業を行うのか、そのためにはどういう重点目標があるのかといった計画をつくり、事業を実施する。住民の皆さん方が主体となって行っていると承知している。星が丘公民館と星が丘小学校については、歴史的、地理的な経緯があり、こういう形で行われているが、公民館区に複数の小学校があったり、公民館区と学区が離れているところもあり、すべての公民館が同じような形で行うのは非常に難しい。いずれにしても、星が丘だけで終わらせるのではなく、一つの成果にまとめて、今後、例えば公民館の職員研修会や公民館活動推進員の研修などで先行事例という形で紹介し、周知していきたい。そういった中で、それぞれの公民館が地域の特性を生かして学社連携事業が充実できるよう、教育委員会としても積極的に支援していきたい。

○大沢委員 続いて、最後に172ページの学校評議員事業について伺う。平成14年より導入して5年が経過したが、相模原市の学校評議員会は、あとどれくらいで到達レベルに達すると考えているのか。

○佐藤学校教育課長 学校が自己改善を進める上で貴重な意見を伺う機関が学校評議員会と認識している。教育活動はもとより、ゴールはない。日々、授業改善あるいは教育指導改善を重ねるわけで、そういった意味で、評議員から意見を伺うことはずっと続けていかなければならない業務と考えている。そして、子供の姿の変容を見ていく中で、より高いものを求めていく。学習指導要領に基づいて授業を展開し、さらに事業改善を進め、子供の姿を日々、いいものに高めていきたい。

○大沢委員 私もそう思っている。今の評議員制度はうまく稼働していると考えているのか。

○佐藤学校教育課長 現在、111校すべてに評議員が配置されており、平均すると、年間3回から4回、評議委員会が開催されている。最も多い学校では年間7回開催されている。評議員から貴重な意見をいただき、さまざまな教育改善が行われ、効果を上げているものと認識している。

○大沢委員 回数はともかく、例えば、行事や参観日のお知らせはあ

るけれども、それに対して意見を求められることがないということも聞いているが、これについてはどう考えているのか。

○佐藤学校教育課長 まず、学校の日常を見てもらわない限り、意見等は伺えない。会合という場ではなく、日々の中で評議員に助言をいただくこともあり、そういった意味で、学校長の学校経営を助ける大事な要素として機能しているものと思っている。

○大沢委員 確かに学校評議員から意見を求めるためには、やはり評議員が学校の実情を理解していなければならないということはたしかだと思う。そして、新しくなった学校教育法第43条でも、学校は情報提供するものとする提示している。ということは、十分に情報提供されているということによろしいのか。

○佐藤学校教育課長 学校においてはさまざまな手段——ホームページや学校便り、あるいは実際の学校公開日といったものをふんだんに用意し、多方面から学校の様子を把握してもらえるよう、機会を準備しているつもりでいる。

○大沢委員 私は2つの問題があると思う。まず、評議員だけに学校の情報が行ってしまいうことがないのかということが1点と、もう1点は、保護者の中には評議員とは何をするものなのか知らない方もおられるということである。例えば、卒業式など行事があるときに紹介されて、初めて評議員がいるのかと認識されるということも聞いている。そういう意味で、開かれた学校という点では、まだまだではないかと思っているが、その点はいかがか。

○佐藤学校教育課長 もとより学校としては、地域に開かれた学校づくり、保護者から信頼される学校づくりというのが大きなねらいである。そのために、定期的に保護者会、学級懇談会といったものを用意している。一方的な情報を評議員にお伝えすると、非常に偏った形になるので、学校の情報をすべての保護者にお伝えし、そして評議員にも同じような情報をお伝えし、意見を伺うという仕組みである。

○大沢委員 やはり学校評議員がいるということをきちんと保護者に伝えてもらいたいのので、そこら辺の徹底はお願いしたい。

それから、昨年3月、文部科学省が学校評価ガイドラインを策定し、そ

の中で外部評価運営委員会みたいなものをつくり、外部評価も担うものにするということがあったが、それに対して、学校評議員が外部評価を行うことについて、どう考えているのか。

○佐藤学校教育課長 2点、お話ししたいと思う。

1点目は、保護者に学校評議員をどう紹介するかである。基本的に各年度初めの学校便りで職員紹介を行っているので、そういったものとあわせて学校評議員を紹介している。

2点目は、外部評価との関係である。文部科学省で学校評価ガイドラインが策定され、市町村教委に提供されている。その中で、学校評価のやり方としては、主に2点ある。1点目が、職員みずからが内部評価をすることである。2点目は、学校関係者から意見を伺う、関係者評価である。学校評議員から意見を伺う部分は、関係者評価に含まれるものである。相模原市においては、すべての学校で職員による自己評価を実施している。そのうち半分以上の学校では、関係者評価も伺い、それを改善に役立てる方向で取り組んでいる。

○大沢委員 学校評議員というのは、特に集まって会議をするということだけではなく、求められたときには、個々に校長に意見も言うことができるということで、部分的にやるとなると、難しい面もあると思う。ただ、最終的には校長がリーダーシップを発揮していかなければ、せっかくの学校評議員制度もうまく稼働していかないと思うが、その点についてはいかがか。

○佐藤学校教育課長 もともと学校評議員にお願いしている役割の一つに、学校長の求めに応じて学校の改善に資する意見を言うというルールがある。したがって、必ずしも評議員会を定例化する必要はない。校長が個別に意見を伺うことも、学校評価をいただいている一つの要素だとみなすことができると思う。

○大沢委員 校長から求められたときに個々に意見を述べるというのは、会議をして意見を述べることよりも難しいのではないかと思います。だからこそ、校長のリーダーシップが必要ではないかということを申し上げたつもりだった。開かれた学校づくりをするためにも、評議員のみに限定することなく、学校関係者や保護者、地域の方にも情報提供し、例えば地

域の広報紙に載せるといったことなども、もっと盛んに実行してもらいたいと要望しておく。

○岸浪委員 まず初めに、平成18年度の教育委員会所管の決算の総括と評価を伺う。また、この4月1日から局が設置され、その運営方針も新たに出されている。そういう意味では、現在進行形だが、そのことを踏まえて来年度予算にどのように反映していくのか。その辺のスタンスについて、まず教育長に伺う。

○雨宮教育長 平成18年度の教育委員会にかかわる決算についての評価だが、引き続き、大変厳しい財政状況の中、経費の削減に努めるとともに、相模原市の人は財産^{たから}という理念のもと、人間性豊かな子供の育成と、生き生きとした生涯学習社会の創造に向けて取り組んできたところである。その中で、教育委員会の仕事として大きなものは、教育環境の整備と学校現場と一体となった教育内容の充実である。特に平成18年度は子供の安全が脅かされる事件が発生した。それについては、いち早く教育委員会を挙げて取り組み、市民みんなで子供を守ろうという組織をつくった。また、子供がみずからの身を危険から守るCAPプログラムを全校で行い、安全対策の充実に努めた。また、生涯学習の機会の充実やスポーツ施設の整備等に努めた。さらには、学校給食調理業務の民間委託、スポーツ施設の指定管理者への移行導入など、歳出の経費削減と事務執行の効率化に努めた。成果については、先ほどから各部長等が説明しているとおり、着実に推進できたものと思っている。

それから、来年度の予算編成に当たり、今、教育委員会として目標をつくっている。1つ目が、市民や児童生徒に対するよりよい学びの環境づくりである。2つ目が、子供たちが夢を持って意欲的に学び、知、徳、体の調和のとれた心豊かな生きる力を育成すること。3つ目が、市民が生涯にわたって学び、生き生きと生活する生涯学習の環境づくりである。4点目が、生涯学習と同時に、身近でできるスポーツ環境の整備、指導の充実である。それから、家庭、地域、学校との連携、教育支援等の充実を図ることが、来年度の相模原の教育のねらいだと思って、予算編成をしている。

今後とも教育改革の動向や市民のニーズを的確に把握して事業を進めるとともに、政令指定都市への移行準備作業等についても着手していき

い。相模原の教育のさらなる充実発展に向けて、教育委員会一同、努力していきたい。

○岸浪委員 平成18年度の決算額が185億円で、そのうち一般財源が162億円、国、県からの交付金が7億円ちょっと、市債が12億円という内訳になっている。先ほどうちの会派の委員からも質問があった、例えば飛行機の騒音対策はすべて一般財源で、トイレ整備促進についても、一般財源が2億6,000万円、国からの交付金が5,000万円、あるいは少人数の指導支援事業についても、一般財源が3,800万円ということで、一般財源の占める割合が非常に高い。そういう意味では、相模原市全体として、来年度予算も大変厳しい状況である。平成19年度は5つの柱を中心に教育行政が推進されることになっているが、全体予算が厳しい中で、どれだけ予算の確保がなされるかということに尽きると思う。今、人は財産^{たから}という話もあったが、もう少し教育予算を全体の比率としてふやしてもいいのではないかと考えている。来年度予算獲得に向けて、再度、教育長の決意表明みたいなものがあれば願います。

○雨宮教育長 相模原の教育、文化を担っているのは、私たちだと自負している。そういう面で、皆さんの強い御支援をいただき、教育予算が大幅にふえるように願っているところである。それには、私どもがしっかり仕事をするのがまず前提だと思うし、また、私たちだけではなく、学校教育や社会教育についても、ああ、相模原の教育は素晴らしいと言われることが後押しになると思う。皆さんに応援していただき、私たちもしっかりやっていきたいと思う。よろしくお願いします。

○岸浪委員 それを踏まえて、18年度の行政改革、あるいは給食調理業務では民間活力を導入するということだが、その辺の取り組みについて伺う。関連して、指定管理者の導入後、1年が経過したが、どのような評価をしているのか。全般的な話で結構なので伺う。

○溝呂木教育局長 教育委員会としては、平成17年度に策定された、さがみはら都市経営ビジョンに基づき、市民との協働による事業の実施だとか、最小投資で最大効果のサービスを目指した施設運営の推進などに取り組んでいる。市民との協働については、地域住民を中心とした団体が児童の登下校時の見守り活動を行い、学校においても学校支援ボランティア

が学校の教育活動を支援し、地域住民の学校評議員が学校運営に参画したといったことがある。それから、最小投資で最大効果のサービスという行革については、今お話しいただいた指定管理者の導入、それから学校作業業務や日直代行業務及び給食調理業務の委託化の推進などにより、職員定数と経費の削減を図った。また、指定管理者の導入により、総合体育館、総合水泳場など、合わせて12施設で一層、施設の効率的な管理運営が図られた。

○岸浪委員 指定管理者の導入については、私どもも踏み込んでよかったと非常に評価している。これについては、今後、二、三年の経過を踏まえて、全体的な評価をしなければならない部分もある。その点を踏まえて、一番心配なのは、利用者に対する安全の確保である。教育委員会が所管する施設において、市民が多く利用する施設がたくさんあり、その部分を指定管理者に任せている部分があるが、今、どのような指導体制にあるのか。

○溝呂木教育局長 指定管理者を入れたけれども、他市においていろいろな事故、事件が発生している。我々としては、一番最優先されなければならないのは安全管理であるという認識のもと、指定管理者制度の導入を図ったところである。そういった中での危機管理ということだが、指定管理者に委託するに当たって、施設の適正管理と利用者の安全確保が最も重要な事項であるということで、施設においては、常に施設や設備の安全を確保し、それに対する職員の知識と技術を高め、利用者に対して安全利用の周知を図っている。指定管理者と契約をするに当たっても、当然、それが一番大事なことだと指導している。また、いろいろな施設があり、施設設備の老朽化だとか、職員配置の変更、天候といった周辺環境の変化により、施設が置かれている状況が常に変化している。契約したときの状況でそのまま行くのではなく、常に変化しているということを指定管理者としてしっかり認識してほしいということを常日ごろから徹底しているところである。また、特にスポーツ施設が多いわけだが、スポーツ施設ではちょっとした施設や設備の不備が大きくなけがななどにつながることもあるので、スポーツ課の職員も定期的にチェックシートにより施設だとか職員の配置状況をしっかりチェックし、不備があれば常に指定管理者に指示し

ている。

それから、先ほど二、三年の経過を踏まえてとのお話だったが、やはり短いスパンでは評価検証するのは難しいので、次期の指定管理者の指定がえに当たって、日ごろのチェックシートをもとに評価検証をしっかりとやり、しっかりと管理者を選びたい。その中では、特に危機管理を念頭に置いてやっていきたいと考えている。

○岸浪委員 6月定例会の本会議で、民間でやっている危険予知訓練を学校にも導入してほしいというお願いをしたが、今回はそういう意味で指定管理者の話をさせてもらっている。昨年、埼玉県でプールの排水口の防止さくが脱落し、悲惨な事件が発生したが、通常の点検で脱落といった状況が起きれば、そのことが起因して、大きな災害になるということが想定される。先ほどチェックシートの話も出たが、疑問を持たずに、ただ単にチェックでやっていては、大きな見落としをするというのは、過去何回も経験されてきたことだと思う。チェックシートをつくるのはいいが、何のためのチェックシートかということをきっちり指定管理者に指導しなければいけないと思う。また、日常点検の中で、例えばそれが目視でいいのか、はたまた疲労破壊を想定した場合、例えばカラーチェックできっちり確認していくのか、そういう部分をチェックシートに反映できるようにしてもらいたいと思う。大きな事故が起きて、教育長を中心に記者会見をするようなことにはならないよう、事故はゼロを求めているかなければいけない仕事なので大変だと思うが、要望しておきたいと思う。

続いて、先ほど財源確保に関係してお話ししてもらったが、教育委員会として、18年度の特徴点があれば、もう少し具体的に伺いたい。

○溝呂木教育局長 財源の確保ということにおいては、やはり経費だとか人員の削減、あるいは事務事業の効率化といった視点だろうと思うが、まず、学校教育では、学校作業業務や日直代行業務、あるいは給食調理業務の委託化、生涯学習では、公民館の職員配置の見直しだとか、図書館や博物館での窓口への非常勤職員の配置や業務の委託化、スポーツ施設等において指定管理者制度を導入し、人員や経費の削減、事務事業の効率化を図り、財源の確保に努めてきた。

そんなことをやりながら、18年度の特徴的なものとしては、今までも

行ってきたが、児童生徒の学習環境の整備——校舎の大規模改修や給食調理室の整備、トイレの改修等を今までよりも、さらに力を入れて計画的に進めた。それから、学校における情報化の推進、効率的な給食運営体制の推進、田名向原遺跡公園、相模原麻溝公園競技場、ニュースポーツ広場などの整備についても行ってきた。

○岸浪委員 市民のニーズもだんだん多様化しており、教育行政に要請される事業項目も年々ふえてきていると思う。もちろん、国のいろいろな教育改革も含まれており、これから事業の柱ももつともつとふえていくだろうという仮定の中で、やはり今までの事業もきちんと精査しながら、スクラップ・アンド・ビルドも含めて、見直すものは見直す、民営化するものは民営化する、廃止をするものは廃止する、充実するものは充実するという視点を持ってやってもらいたいと思う。教育行政は、ほかの部局と違って人がかかわる仕事が多いので、なかなか難しい面があると思うが、将来も含めてよろしくお願ひしたい。

そういう面では、政令指定都市移行に向けて、いろいろな県との協議が始まっていくが、その中で、当面の重要課題として、どういうものが想定されるのか。

○溝呂木教育局長 政令指定都市移行に伴い、いわゆる法に基づいて市に移譲される事務として、学校の教職員の人事権、文化財保護にかかわる事務などがあるが、やはり教育委員会として一番重要な課題だと思っているのは、教職員の任命権が移譲されることである。今までは県に採用されてきた教職員を、市が直接採用するということである。教員という使命感に燃えている方が一番欲しいので、相模原教育を目指して、相模原市を希望している方をぜひ採用したい。

○岸浪委員 続いて、平成18年度決算の歳出は185億4,200万円という数字が出ているが、この執行率は前年度に比べてどういう水準になるのか。

○村上教育総務室長 平成18年度の教育費は予算現額190億1,897万円に対して、支出済額が185億4,297万円、執行率は97.5%となっている。ちなみに、前年執行率が97.4%で、前年に比べると0.1ポイント上がっている状況である。

○岸浪委員 97.5%を金額に直せば、4億7,600万円という数字がはじき出されてくるわけだが、この不用額の主なものについて伺う。

○村上教育総務室長 教育費の不用額は4億7,600万円である。その主なものは小学校維持管理費が3,297万円、中学校維持管理費が1,961万円、臨時的任用職員経費が2,720万円などとなっている。

○岸浪委員 臨時的任用の経費が2,720万円ということだが、少人数指導等支援事業については、先ほど私どもの会派の委員からもう少し配置をした方がいいのではないかという意見を出した。とりわけ、今までは小学1年生が中心だったが、中学校も厳しい状況に置かれていると思っている。その辺に、OBの方も含めて、もう少し積極的に配置をすることも必要かと思う。その辺について、不用額の関係も含めて、どのように考えているのか。

○小泉教職員課長 少人数指導等支援事業の非常勤と今の不用額の関係は若干違うかと思う。やはり教育は人が重要だと思うので、できるだけ多くの人を配置できるように努力していきたい。

○村上教育総務室長 教育総務室でも、市職員を適正配置しながら、充足していきたいと考えている。ただ、実際の稼働、運用の中で、きちんと対応できるような形での予算組みをしているので、御承知いただければと思う。

○岸浪委員 維持管理の部分では執行残も含めて残るのはいいと思うが、ここの部分については、職員経費も含めて、もう少しきっちり見ておいた方がいいのではないかと考えている。2,720万円という数字が高いか低いかという話はあるが、全体の不用額から見れば、少しこの水準は高いのではないかと思う。これからの予算編成に当たって、もう少し精査してもらいたいと思う。人が決まれば、大体の経費が決まってくるので、そんな見方でぜひお願いしたいと思う。

それから、決算主要施策成果説明書12ページに性質別経費内訳表が記載されているが、教育費の消費的経費は人件費、物件費で全体152億円の86%を占めるような状況になっている。反面、投資的経費は31億3,200万円となっているが、この経費内訳をどういうふう to 評価しているのか。

○村上教育総務室長 教育費の性質別経費内訳についてだが、教育、

学習の分野については、人が直接かかわる事業が大変多くあり、また、学校や公民館、スポーツ施設などの教育施設を数多く有していることから、教育費では人件費や物件費を中心とした消費的経費が占める割合が大きくなっている。また、投資的経費については、小学校校舎の整備、公民館の整備など、良好な環境の整備を進めるための経費ということで確保している。

○岸浪委員 投資的経費の人件費が教育予算の約32%、物件費が36.6%、合わせて約69%である。ある程度、制限されて、弾力性がなくなっているというふうな表現にもなるのだろうが、なかなか難しい部分が出てきているのかと思う。単独事業は12%ということで、積極的に使えるお金の比率が非常に少ないので、工夫するといってもなかなか難しいが、物件費であれば、発行しているいろいろな資料、本といったあたりを年間を通じてうまくコントロールするとか、知恵を絞ってもらいたいと思う。

その中で、中学校給食の問題だが、前回の給食のあり方検討委員会でもいろいろ議論されてきているが、弁当発注方式で、利用率は5%から10%の間ということである。生徒はカフェテラス方式が一番いいように言っていたが、今の段階では選択できる余地がある。また、弁当をつくっている家庭も多いので、親子のつながりを含めて、いい面が出ているのではないかと評価しておかなければならないと思っている。

また、授業時間への影響、あるいは財源の確保とか、いろいろ重要な課題があるが、これは前回の給食のあり方検討委員会での議論の中身とほぼ変わっていないと感じている。過日、杜のホールはしもとでシンポジウムが開催され、各学校に整備すれば300億円、年間10億円の運営費がかかるという話があった。1年に1校ずつつくっていても、ざっと30年はかかる見通しである。これから中間報告に当たって、やはり授業時間への影響、あるいは財源の確保といった見方からも議論してもらいたいという思いがあるが、その辺について見解があれば伺う。

○三沢教育環境部長 委員がお話のとおり、今、あり方検討会の中でさまざまな角度から検討してもらっている。実施方式をどうするかというようなことがストレートに財源の問題にかかわってくるわけである。翻ってみると、学校給食法では食材は保護者負担で、給食を提供する役務、もろもろ

の施設整備については公共で負担しなさいというふうに決まっているわけである。今、小学校給食で、公が負担している金額は年間26億円ぐらいである。これを中学校給食に換算すると、単独校方式であれ、給食センター方式であれ、運営費としてはおおむね10億円ぐらいは必要になってくる。どういう結論が出るにしても、この10億円の年間運営費は毎年かかる。この毎年かかる年間10億円の運営費の予算をどうやって獲得していくかが一番大きな課題になっている。もちろん、10億円全部を今の教育費から生み出せというのは無理な話ではあると思うが、その1割でも2割でも何とか今の教育費から捻出する努力をする必要がある。そういう意味では、先ほど教育局長から話があったように、民間委託等を推進し、今の事業の中から少しでも財源を生み出す工夫は必要である。足りない部分は、大変申しわけないけれども、市長部局の方と協議しながら、新たに予算化していく必要がある。その部分については、今後、一生懸命、努力する必要があると思っている。実施方式等については、これからあり方検討会の中である程度の結論は出てくるのではないかと考えている。

○岸浪委員 これから精力的に検討されると思うが、合併の調整方針では3年という数字が出ているので、よろしくをお願いしたい。

178ページの自然の村野外体験教室費について伺う。現在、利用率が非常に高く、なかなか学校サイドの勝手だけではとれないという話を聞いているが、その辺の実態はいかがか。

○木原相模川自然の村野外体験教室所長 確かに過密になっている。

18年度については、276団体、2万1,293名が利用している。土日及び夏季休業、それから平日に利用しているが、稼働率はほぼ90%である。特に過密になっているのは市内の小中学校の利用で、平成18年度は小中合わせて99校が利用している。平日の空いている日は、18年度に19日、17年度に22日あったが、19年度においては7日となっている。その7日は、毎学期の始業式や終業式の日も含めて7日ということなので、学校にとっては非常に過密スケジュールとなっている。

○岸浪委員 改めて何か手を打たなければならないと感じたわけだが、津久井4町との合併で学校もふえたが、これからの対応策として、どのような考えを持っているのか。

○木原相模川自然の村野外体験教室所長 合併により、津久井地域の自然、文化といった教育的財産が手に入ったので、今後、今の野外体験教室とは違ったコンセプトを持った、新たな野外体験教室の実現に向けて検討を進めているところである。

○岸浪委員 特色ある野外体験教室にするよう、検討してもらいたい。
私どもは安全対策上、監視カメラの設置を要望していたが、平成17年3月に監視カメラが設置された。カメラを設置したことにより、利用者や周辺地域の方から、どのような声が届いているのか。

○木原相模川自然の村野外体験教室所長 18年度から指定管理になり、夜9時から翌朝8時半まで警備員がいる。2名体制から3名体制に変わり、監視カメラ等を使いながら、夜間巡視を4回ほど行っている。多くの目で安全を確認することができた。さらに、指定管理になったことにより、我々、野外体験教室の職員が子供の活動にかかわる部分の安全確認だけではなく、指定管理者による専門的な視点で総合的に安全を確認ができるようになった。要するに、2つ目で子供たちの安全等を確認できるようになった。

○岸浪委員 施設も10年を超え、少しずつ老朽化してくると思うが、ハード面の整備と、職員には危険を察知する訓練をきっちりやってもらうソフト面の整備をあわせて行い、安全について十分配慮してもらうことを要望して終わる。

○村上教育総務室長 先ほどの臨時的任用職員についてだが、予算額が3億7,911万円、不用額が2,720万円、未執行率は約7%である。本市の平均的な不用額の率は3.35%で、各費目の中でも大体1.85%から4.33%が不用額である。ちなみに、教育費全体での不用額は2.56%なので、それほど多くない。多少の余裕を見ないと足りなくなることもあるので、きっちりやっているつもりだが、数値としてはそういうところである。

○西村委員長 休憩する。

午後5時10分 休憩

午後5時20分 開議

○西村委員長 再開する。

○江成委員 決算書 103 ページの節 63 小学校費雑入の小学校太陽光発電電力売払収入 3, 114 円について伺う。太陽光発電は新設校 3 校において設置されていると思うが、これはどういう金額なのか。各学校で必要な電力を賄った上で、なお余剰電力があったので売ったということなのか。

○須藤学務課長 太陽光発電は、今、お話があったように新設校である夢の丘小学校、富士見小学校、小山小学校のほか、昨年改築を行った青野原小学校の計 4 校にある。太陽光発電で賄える月もあれば、賄えない月については不足分を払っている。この金額については、使用料に対して発電料が上回った場合、東電に電力を買ってもらった金額である。年間を通してではなく、月ごとに余剰電力を買い上げてもらった数字の積み上げである。

○江成委員 4 校分で何回か余剰が出て、それが合計して 3, 114 円という考え方でいいのか。

○須藤学務課長 具体的にもう少し細かく申し上げると、夢の丘小学校では 12 月に 532 円、余剰電力が発生している。富士見小では 12 月に 66 円、小山小学校については売り払いがなく、青野原小学校では 4、5、6、1、3 月合わせて 2, 516 円、合わせて 3, 114 円である。

○江成委員 改めて、太陽光発電で電力を売るというのは大変なことだと思ったが、太陽光発電により、まず、子供たちの環境問題への意識を啓発し、それから子供だけにとどまらず、保護者なり、地域の方に広めていかなければ、何のために設置したのかという議論も起こりかねないと思う。その辺の意識啓発や太陽光発電の意義の周知については、どのような取り組みをしているのか。

○佐藤学校教育課長 太陽光発電を実施している学校では、例えば、学校ごとに学校要覧への記載、学校通信への記載、さらには校内において発電量をデジタル表示しているので、そういったものを子供たちが観察するといった活動を通じて、環境、地球、あるいはエネルギーの有効性についての授業や啓発活動を行っている。

○江成委員 私も新設校ができた当初に拝見し、すごいなと思ったが、

やはり費用対効果ということで考えれば、大きな課題があると思う。ぜひ環境問題の大きな教材として、積極的な活用を図ってもらいたいと思う。

次に、107ページの節75雑入の備考27学校施設損害賠償金41万5,000円が計上されているが、これはどういうものなのか。

○佐藤学校教育課長 1件は、平成14年に緑が丘中学校で器物損壊——窓ガラスが62枚ほど割られた。これについては加害者が判明したので、加害者に対して損害賠償請求を行った。それについては過年度収入ということで、19年度収入をもって解決している。もう1件は、16年9月に富士見小学校で浸水事件——1階トイレの手洗い場の水を流しっぱなしで浸水、水浸しにされた。これは加害者2名だが、2名とも分割返済しており、まだ残金が残っている。それらの過年度収入分である。

○江成委員 校内での器物破損の発生件数はどのような状況なのか。

○佐藤学校教育課長 暴力行為の中の一つの要素として、施設の破壊、いわゆる器物損壊行為というものが含まれている。平成18年度、相模原市において、城山と藤野を除いて発生した器物損壊は169件あった。これは前年度に比べ、約40件の増加となっている。具体的には、子供が何らかの気持ちの高ぶりや怒りに任せてドアを蹴るといったことによる破損行為が主な構成要件である。

○江成委員 そうすると、生徒の問題行動の規模としては小さいけれども、日常的に起きている事案については、損害賠償金の支払いを求める対象にはなっていないということなのか。

○佐藤学校教育課長 具体的に、もっぱら器物損壊あるいは賠償責任を求めるのは、学校外、いわゆる卒業生であったり、社会人である。当然、社会的なルールを科せられるので、賠償請求を行っている。ただ、校内における子供たち、特に中学生が自分の校内で器物損壊を行った場合、教育指導の一環の中で、本人の更正を促したり、保護者の理解を求める中で指導を進めている。ただ、何度も重ねて指導をしても、成果が上がらない者については、何らかのペナルティー的な意味で賠償するなり、自分がみずからガラスをはめる作業をするなりといったことに当たるケースもある。

○江成委員 私も現場にいた人間として、こういう問題に心を痛めることは少なくないが、個々に起きた事例については、教育的な対応、教育

的な配慮というのが十分必要で、やはり時には毅然とした対応も必要だと思う。児童生徒指導の機能を高める中で、こういう校内における対人暴力ももちろんだが、器物破損行為のような問題行動を克服するような取り組みについて、引き続き頑張ってもらいたいと願います。

続けて、決算書230ページの目10の事務局費について伺う。18年度の給料は21億9,178万円ということで、前年より6億3,600万円ほど増加しているが、合併による職員増が主な理由なのか。

○村上教育総務室長 決算額については、前年の14億8,400万円から6億600万円ほど増額している。今、お話にあった合併に伴う旧津久井町と旧相模湖町の職員を本市の職員としたことによる増員が2億7,000万円ある。それから、組織改正により、総合学習センターが生涯学習部から教育総務部に移管されているので、その関係が約3億ちょっとある。そのほか、埋蔵文化財等の現況調査に伴う新たな業務や、2町の教職員の人事研修、事務への対応などの事務量の増に対する人件費が約5,000万円、合わせて6億3,600万円になっている。

○江成委員 いわゆる学校出身の指導主事の給料もこの中にカウントされていると思うが、学校出身の指導主事は何人くらいいるのか。

○村上教育総務室長 19年度で61名の指導主事がいる。

○江成委員 相模原独自のものも含めて、いろいろ教育関連の施設があり、いろいろな事業を行っているので、大変な数だなと思いながら、これだけ大きな事業をやっているんだと改めて思うところだが、他市と比べて、多い方なのか、少ない方なのか。

○雨宮教育長 相模原の教育の大きな特色として、学校と行政が一体になって教育を進めるということがあり、他市よりも指導主事が非常に多いのが一つの特色だと思う。私たちも学校現場の様子を把握し、また、教育委員会行政の様子についても学校に理解いただき、両者一体で進めている。それから、学校教育研究が非常に盛んであり、それに対応するためにも他市よりも多くの指導主事を採用しているところである。

○江成委員 これだけ大勢の指導主事、正直言って、大変力量の高い、一騎当千というか、すばらしい人材が集まっているわけで、ある意味では、そういう力量のある人材が行政に行ってしまうと、現場はどうなるのかと

いう議論がないわけではない。それは置いておいて、現在、養護教諭出身の指導主事は存在するのか。

○永井学校教育部長 もともと養護教諭の指導主事はいないと思う。

○江成委員 何か理由があるのか。

○永井学校教育部長 現在はいないが、平成6年から9年ぐらいだったと思うが、養護教諭出身の指導主事が存在していた。

○江成委員 言うまでもなく、学校における養護活動は大変重要になっている。私の経験から申し上げるが、登校渋りから不登校になりそうな子供を何とか保健室登校により学校へのつながりを確保しておくとか、あるいは保健室登校を通じて学校復帰を実現するといったこともあるし、虐待の問題等、さまざまな今日的教育課題の中で養護教諭の果たす役割は大変大きくなっている。そういった中では、養護教諭出身の指導主事がないということも重要な課題ではないかと思う。ぜひ検討してもらいたいと思うが、何か考えがあれば何う。

○三沢教育環境部長 私ども、学校保健課の保健チームに関しては全員事務職で行っているが、かなり専門的な知識が必要だし、また、経験、それから学校現場に対する指導等が必要であり、私どももできれば養護教諭、もしくは保健師といった専門職について、配置をお願いしたいところである。これについては今後の課題として検討させてもらいたい。

○江成委員 ぜひ御検討いただきたい。

次に、231ページの事務局費の少人数指導等支援事業について何う。平成18年度に小学校15人、中学校5人、合計20人の配置がなされたということだが、この事業にかかわる非常勤講師1人分の賃金はどのくらいになるのか。20で割ればいいのか。

○小泉教職員課長 委員お話のとおりである。新1年生の少人数指導の非常勤の場合、週4.5日、年間にして約180日の勤務となる。1人当たり約195万円前後ということで、割り返してもらえれば結構である。

○江成委員 率直に言って、現場経験を振り返ると、195万円の投入によって、現場が落ち着き、子供たちも安定する授業を行えらとしたら、もっと広げてほしい。非常勤講師制度の配置基準などが改善され、ふえてきていると思うが、非常勤講師の登録者数はどのような状況になっている

のか。

○小泉教職員課長 非常勤の登録状況だが、現在、小学校教諭が約450名程度、中学校教諭が約500名程度である。現在登録している方の中で仕事をするのが可能な方はほとんど仕事をしてもらっているのが現状である。

○江成委員 療養休暇あるいは長期研修の代替ということで、ほとんどの方は何らかの形で埋まっていて、目いっぱいという理解でいいのか。

○小泉教職員課長 登録数と実際に稼働している数とは若干異なる。つまり、登録したけれども、全然仕事をしていないという方もいる。ただ、今、動ける方が不足しているという状況である。

○江成委員 制度ができて、基準も緩和されれば、当然、必要な非常勤、臨任の方々もふえてくるわけだが、対応できる方が確保されていなければ制度が動かないということにもなりかねない。非常勤講師の確保に向けて、何か努力、工夫をしていることはあるのか。

○小泉教職員課長 広くは広報さがみはらの募集欄であるとか、教育委員会のホームページで広報活動を行っている。また、神奈川県はもとより、山梨県や東京都といった近隣の教育系大学への学校訪問、また、市内111校の教職員に向けて、知人、友人、教え子などで教職の免許を持っている方がいたら紹介してほしいというようなことで草の根運動のようなことを行っている。

○江成委員 いろいろ努力をしてもらっているが、支援教育、学習指導補助員の制度も始まり、現場は大変喜んでいるし、すばらしい事業だと思う。処遇改善も含めて、人材を確保していくことが制度を充実させ、発展させる上で絶対必要だと思うので、引き続き、努力してもらいたいと要望しておく。

続いて、232ページの目15教育指導費について伺う。国際教育事業のALTの関係だが、いろいろな課題がありながらも、相模原市が全国的にも先駆け、国際教育という視点から情報教育とあわせて早く取り組んだ、大変伝統もあり、内容もある事業だと承知している。現在、国において学習指導要領の改訂が検討されており、小学校での英語学習の導入が予定されていると聞いている。こちらと、これまで本市がやってきたALT派遣

事業がどういうふうにかかわっていくのか伺う。

○佐藤学校教育課長 本市においては、委員御指摘のとおり、全国に先駆けて、広く世界に目を向ける人になるとの公立学校教育目標を定め、早期から国際教育を行うため、平成12年から小学校にALTを配置した。具体的には、小学校において、ゲームを通じてALTと英語に触れ合ったり、あるいはALTの簡単な問いかけに英語で答えるといった基礎的な英会話活動を行っている。市として、この目的とするところは、英語に親しむ、外国の方に親しむという部分であり、評価、評定の対象としているものではない。現在、国の方から示されている小学校の高学年に導入されるとされている英語においても、国際感覚や英語に親しむということを軸として考えているようで、この考え方は、本市が従前から取り組んできたものと軌を一にするものである。そういった意味では、本市が今まで小学校で行ってきた英会話活動、英語活動が次期学習指導要領にうまく適合するのではないかと考えている。いずれにしても、次期学習指導要領は策定中なので、今後の国の動向を見ながら、よりよいALTの配置、あるいは小学校英語活動のあり方について研究を重ねてまいりたい。

○江成委員 関連して、まだ改訂作業の途中だから、これも少し早いのかと思うが、いざ始まるとなれば、ALTだけで対応できるわけではないと思うし、教員向けの英語学習に対応した研修の充実ということも早晩、課題になるのではないかとと思うが、この点についてはいかがか。

○井村総合学習センター担当課長 平成18年度については、専門研修と初任者研修の中で合わせて2講座、延べ135名が受講している。内容については、市のALTの方に講師として来てもらい、基本的な英会話、あるいは子供を楽しませるためのゲーム的なものについて学習している。今年度についても、専門研修また初任者研修の中で合わせて3講座、延べ140名が受講する予定である。なお、参加予定校については63校、全小学校の85%となる予定である。次年度以降についても、国、県の動向を踏まえつつ、本市の研修内容の工夫改善に努めてまいりたい。

○江成委員 英語学習の導入については、賛否両論、いろいろあったことは承知しているが、やはり学習指導要領が改訂され、そこが基準となれば、当然、学校としても先取りを含めた取り組みが必要だということで、

研修の努力をしていることについては評価したい。ぜひ現場で学習指導要領改訂に対応した取り組みがスムーズにできるように、これからも努力してもらいたい。

次に、関連して、授業時数の増ということで、現行に比べて1割ぐらいふやすという方向が打ち出されており、例えば夏休み、冬休みを縮小するとか、あるいは土曜日学習を復活する等々いろいろ言われているようだが、これについてはどのような対応を考えているのか。

○佐藤学校教育課長 委員御指摘のとおり、今、国において策定されている次期学習指導要領においては、授業時数の1割増ということが報道されている。基本的な考え方としては、学校週5日制の枠組みは堅持していく中で適切な授業時数のあり方について一層の研究を進めてまいりたい。なお、研究するに当たり、子供たちへ大きな負担が生じないような日課編成がいかにか可能であるか、このあたりを重要な視点として進めてまいりたい。

○江成委員 このことにかかわり、2学期制を検討するということは入っていないのか。

○佐藤学校教育課長 たしか平成16年ごろだと思うが、本市において学期制検討委員会が設置された。そこでさまざまに学期制のあり方について御議論いただいた。その中で、本市においては特段の事情が生じない限りは3学期制で行っていくという結論をいただいたので、それを十分踏まえた上で、今度の新しい学習指導要領の授業時数についても臨みたいと思っている。

○江成委員 やはり学習指導要領が改訂され、新しい教育課程になるということは、新しい課題に取り組まなければならないので、そのための環境整備は大変重要だと思う。現場での混乱や過度な負担がないよう、ぜひ配慮しながら、準備を進めてもらいたいと要望する。

続いて、同じく備考11障害児教育推進事業について伺う。障害児学級を対象とした宿泊学習が行われていると聞いているが、その事業の概要と成果、あるいは課題について伺う。

○佐藤学校教育課長 宿泊学習の目的は、家庭や学校を離れて集団生活を経験することにより、よりよい生活態度を育成し、あわせて自然の中

で活動することにより、健康と体力の一層の増進を図るというものである。子供と教職員が寝食をともにすることで、学校生活の中では十分培えないような人間関係づくり、あるいはお互いの交流といったものが深まることを大きな成果として挙げている。なお、特別支援学級の開設が進み、また、合併に伴って学校数がふえている。そういった中で、相模川自然野外体験教室での施設活用をいかに進めていくかといったことが一つの課題になっている。また、さまざまな学校行事が行われているので、それに参加する子供も、この合同宿泊学習に参加する形をとるので、子供たちへの過度な負担、あるいはバランスのよい行事のあり方についても課題になっている。

○江成委員 支援学級の子供たちが各学校における宿泊も含めた学校行事、修学旅行や校外学習等々に参加するのは基本だと思うが、やはりいろいろな障害特性を持つ子供がゆっくりゆったりした環境の中で、より幅広い体験を積むということは、その子の成長にとっても大変大きな意味合いを持つと思うので、いろいろ課題があるようだが、引き続き、工夫をしながら取り組んでもらいたい。

関連して、同じく備考11の障害児就学指導事業について伺う。特別支援教育への転換が図られる中で、保護者の考え方や要望、価値観は非常に多様化していると思う。積極的に特別支援教育を求めている方もいれば、通常学級というこだわりを持っている保護者も多いと聞いている。就学指導においては、具体的にどのような課題があり、どのように問題解決に取り組んでいるのか伺う。

○佐藤学校教育課長 国が定める障害者の発達支援にかかわる法律を見ると、就学先、進学先の決定に当たっては、十分、本人並びに保護者の意向を尊重しなさいという抑えがある。それを踏まえて、就学指導委員会では子供たち一人一人の状態や発達段階といったものを十分考慮し、どのような教育環境の場が最もその子にふさわしいものかどうか、保護者の意向を尊重しながら一緒に考えていく相談活動を行っている。具体的な課題としては、いわゆる就学相談にかかわる件数の増加である。したがって、就学指導委員会の開催回数や、どこで会議を開くかといったことが一つの課題になっている。また、委員御指摘のとおり、通級学級への就学を希望

するけれども、通級する先へ何らかの支援——いわゆる移動に関する支援等が必要になってくる場合もある。また、さまざまな理由により、学区外への就学を希望するケースもある。こういった、それぞれの保護者あるいは本人の抱える要望、それから教育的配慮といったものを総合的に勘案し、就学先の相談を進め、就学指導委員会のさらなる充実を図っていきたい。

○江成委員 次に、同じく備考 1 2 さがみ風っ子文化祭事業について伺う。この事業は、本市の大変大きな教育財産として育ててきていると思うが、合併によって市域が大きく拡大する中で、従来、旧市でやってきた全市一斉 1 カ所という方式をこのまま続けるには、ちょっと無理があるのではないかと思うが、いかがか。

○佐藤学校教育課長 合併に伴い、市の面積が拡大し、1 カ所に集まるのが困難ではないかという御指摘かと思う。合併により、ことし、城山町、藤野町の方々が合流し、来年からいろいろな部門の活動を一緒に行うということで、20 年度から新相模原市の新しい形が始まる。この新しい形を検討していくとともに、これからいわゆる政令指定都市移行等を踏まえて区制が敷かれる。そういった区制のあり方と関連しながら、平成 20 年以降の風っ子展の開催会場あるいは運営形態といったものもあわせて検討しているところである。子供たちの過度な負担にならず、なおかつ子供たちの交流が実現できるような、そんな新しい形態をつくり上げることができればいいなと考えているところである。

○江成委員 やはりそれぞれ津久井地域も長い歴史と伝統の中で教育文化をはぐくんできたので、確かに風っ子展はすばらしい取り組みではあるが、合併しました、新市一体融合ですということで、すぐに同じように参加するというのは無理があるのではないか。やはりそれぞれの地域の思いや培ってきた歴史や伝統に対する考え方を尊重することが大事だと思う。合併から政令指定都市に向け、区割りも含めて、都市内分権ということも大きな課題になると思うが、教育におけるそういった分権自治というのはいかがなものかということも含めて、積極的に検討してもらえればありがたいと思う。ぜひよろしく願いしたい。

次に、教育指導費に関連すると思うが、いわゆる全国学力テスト、全国学力学習状況調査の結果が 9 月末にまとまるということで、その公表をど

うするのかということで新聞報道されていた。教育委員会として、この学力テストの結果の公表については、どのように考えているのか。

○佐藤学校教育課長 本年４月２４日に実施された全国学力学習状況調査の結果の公表についてだが、まず、結果を公表するに当たり、過度な学校間競争、あるいは学校の序列化は避けなければならないものと考えている。したがって、個々の学校名を挙げ、なおかつその学校ごとの正答率のようなものを示す公表はしない。ただ、この調査に参加した意図は、本市の子供たちの学力をもう一度、改めて見直す一つのきっかけと考えている。現在は文部科学省から結果は届いていないが、結果が届き次第、分析作業に入りたいと思う。そして、本市の子供の学力の状況等进行分析し、それを市民にわかりやすい表現でお伝えしたい。具体的に申し上げますと、学校間の序列化を生まないよう、数値を用いた表現は避けていきたい。なお、今、申し上げた公表についての考えは、今後、教育委員会にて報告し、助言等をいただきたいと思っている。

○江成委員 基本的な考え方、方向は、それで大変結構だと思う。これから一般市民も含めて、情報公開請求ということが起きることも考えられるが、これについてはどう対処するのか。

○佐藤学校教育課長 具体的に情報公開請求がどのような形で何を求めて行われるのかわからないので、あくまで仮定のお話だが、基本的に学校の序列化は避けなければならないと考えているし、文部科学省の方からも数値の公表については避けてほしいという意向があるので、非開示情報ということで対応していきたい。ただ、個々具体の請求があって初めて決定するものなので、今は仮定の話である。

○江成委員 学力テストについては、直接、この学力テストではないが、足立区の例を含め、さまざまなやり方、位置づけによっては過度な競争をあおったり、大変な問題が起きるということも懸念されている。ペーパーではかれる学力というのは、ほんの一部だと思う。統計的な処理ができるとか、範囲の学ぶ力というのは、学びの力という意味では、ほんの一部であり、そのことがひとり歩きするような状況は何としても避けなければいけないと思う。そうでないと、落ち着いた安定した教育活動は推進できないのではないかと考えている。ぜひ、ただいまの基本に立って、今

後も対処してもらいたい。

続いて、233ページの総合学習センター費の教職員研修費について伺う。これも単純比較で恐縮だが、17年度と比べると、18年度決算は40万円ほどの減になっている。私どもの感覚でいくと、合併して、学校もふえ、対象の教職員もふえているので、余分にお金がかかるのが普通ではないかと思うが、減額には何か特別な理由があるのか。

それから、先ほどのさがみ風っ子文化祭で申し上げたことと関係するが、やはり市域が大きく広がる中で、全市一斉1カ所の研修方式というのも、相当無理があるのではないかと思う。現に津久井町の学校から2時間の研修に往復3時間から4時間近い時間をかけて行かなければならない。あるいは、小規模校なので、その後補充も含めた人員対応が大変難しいという声も聞く。合併を踏まえた中で、教職員研修のあり方については、どのように考えているのか。

○井村総合学習センター担当課長 17年度の決算額は788万8,700円、18年度は748万7,558円ということで、40万円弱の減額になっている。この主な内容としては、研修集録の見直しによるものが大である。本総合学習センターへ年間でお越しいただく大学の先生方の講義の中で、特にすぐれたものについて、冊子にして先生方にお配りしていたが、ここの部分を見直したものである。また、実際には平成18年に合併した津久井町、相模湖町に配慮した内容の教職員研修の実施に努めている。19年度の予算においては、藤野町、城山町との合併により、教職員研修、会場使用料あるいは県外研修等の奨励金の確保等にも努めている。

もう一つ、遠距離校、あるいは小規模校への対応ということだが、私どもも市域拡大への対応については検討していく必要があると考えている。今年度については、津久井文化会館など旧津久井4町で6つの講座を開催した。また、情報教育の分野では移動コンピューター研修ということで、各学校へ出前講座という形で七十数校実施している。今後については、地域分散型の研修や、あるいは学校への出前講座の評価等々検討し、さらに拡大していきたい。

○江成委員 ぜひ、いろいろ工夫してもらいたいと願います。

続いて、236ページの自然の村野外体験教室について伺う。説明書に

は、18年度の主要事業が12となっており、17年度は49ということで、これも大幅な減少だと思うが、この具体的な内容を伺う。

○野村相模川自然の村野外体験教室主幹 平成17年度は、市が主催する青少年団体が利用する事業も主催事業ということで集計していた。例えば、青少年学習センター主催の市子連や、相談センターが利用する希望の家といったものもすべて市が主催する主催事業ということで統計を一つにしていた。18年度については考え方を整理し、自然の村野外体験教室が主催する事業だけ集計したので、12団体という結果になった。18年度については台風があり、若干人員が減ったが、団体や利用人数は17年度も18年度も実質的に変わりはない。総体でも変わりはない。

○江成委員 次に、先ほど阿部委員からも質問されていたが、学校情報教育推進事業について伺う。各学校、教職員に1台ずつパソコンが配備された。整備された以上、この活用に向けて、いろいろ工夫、努力をしていかなければならないと思うが、パソコンが入った以上、それに対応するプリンターくらいないと、その活用はなかなか難しいと思うが、どのように配備されているのか。

○天野総合学習センター担当課長 教職員のパソコンについては、平成17年度から3年間で、職員室、校長室、事務室、あわせて保健室に整備した。具体的なプリンターの数ということだが、職員室にはレーザープリンターが2台とカラーが1台、それから事務室に白黒のレーザーが1台ある。校長室と保健室にはプリンターは整備していない。実は、この事業が始まる前に、各学校では学校の予算の中でパソコンであるとかプリンターを購入しており、1校当たりプリンターが3台ぐらいあるというように把握している。プリンターを設置しなかった校長室と保健室については、現在、そういった既存の学校予算で購入したプリンターを使っていると把握している。今後、実態を把握する中で、必要があれば整備に努めたい。

○江成委員 校長室は大概、職員室と隣り合っているのも、それで十分だと思う。全員にパソコンが配備されたとなれば、やはり30人、40人、50人と職員がいる中で、職員室に置くプリンターの数もある程度、必要だと思う。問題は保健室である。保健室は職員室と離れており、保健室運営も大変忙しくなっており、子供がひっきりなしに訪れ、それに対応

しなければならない。心の触れ合いを求めてくる子供も多いわけで、せっかくコンピューターが入って、文書整理をして、プリントアウトするときに、職員室まで行くということはなかなかできないと思う。既存のものをうまく活用するということはもちろんだが、せっかく整備されたものをより効果的に活用するという視点に立って検討してもらいたいが、いかがか。

○天野総合学習センター担当課長 実態把握に努めたい。

○江成委員 保健室運営にかかわり、239ページと243ページの学校保健費の備考2児童生徒健康診断経費に関連して伺う。津久井地区では耳鼻科と眼科の専門医による健診が行われていないと聞いているが、実態を伺う。

○野田学校保健課長 旧津久井郡の小中学校には合併前も合併後も耳鼻科医及び眼科医といった専門の校医が配置できていない。したがって、定期健康診断でも専門健診がなされていない状況にある。学校医の推薦に当たっては、津久井郡医師会から会員である医師を募集してもらい、その方々を学校医として委嘱するといった方法をとっている。しかしながら、津久井郡の医師会の会員にはそれらの専門医が非常に少なく、病院の日常業務との兼ね合い等もあり、推薦いただけないといった状況にある。私どももこの状況を重く受けとめており、引き続き、郡の医師会へ配置について要望するとともに、市の医師会と郡の医師会の統合も見据えて、市の医師会の学校保健担当理事等と対応方法について協議している。

○江成委員 いろいろそういう地域的な事情があるということは推測できたが、やはり年に1回の健康診断なので、保護者や子供に安心感、信頼感を与えるためにも大変重要ではないかと思う。学校医という位置づけがなかったとしても、診断日自体はそんなにたくさんあるわけではないので、何らかの対応によって、専門医の診断も可能なのではないかと思うので、ぜひ検討してもらいたい。

続いて、同じく保健室運営の関連で、救護ベッドのシーツ、毛布、布団カバー、枕カバー、あるいはタオルケットといったもののクリーニング代について、現場から意見を聞いているが、これはどのように積算し、予算化されているのか。

○野田学校保健課長 学校の児童生徒数等により異なるが、平成18

年にあつては1校につき1万3,000円から1万8,000円だったが、本年度においては1万4,000円から1万9,000円となっている。積算根拠だが、現在、1校当たり年間のクリーニング標準枚数や、シップ薬、ばんそうこうといった数量の標準的な基準が整備されていない。人数とか物価上昇、あるいは過去の実績等から予算を積算し、各学校に目安となる額を提示し、その提示額の範囲内で執行をお願いしている。

○江成委員 結論を申し上げますと、現場ではこの配当予算ではなかなか衛生管理が行き届かない。例えば、シーツ、毛布カバー、枕カバーなどは最低でも月に1回ぐらいはクリーニングに出したいけれども、それがままならないと聞いている。配当予算では必要額の3分の1程度というふうな声も聞いている。あえて細かい数字は出さないが、やはり保健室の衛生管理、衛生保持というのは大変重要なことだと思う。現場の養護教諭は、そのほかに通常使っているタオル等の洗濯も日常的に相当やっているわけである。大きなシーツや布団カバーといったクリーニングを養護教諭がやるというのはちょっと厳しいのではないかと思うので、ぜひこの点についても検討してもらいたい。

あわせて、先ほど加藤委員から学校の医薬品の配備について質問があり、年々充実されているという話があった。これについても、現場の声を直接申し上げますと、やはり1人当たりの金額が少なく、子供の求めになかなか応じられないということである。子供の求めといってもいろいろあり、例えば、中には家でけがをしたのに、ばんそうこうを張ってとか、シップをちょうだいとか、学校で起きていない軽微な負傷についても求めてくる例があるようである。ただ、学校というのは、そういうことを通じて子供が心のつながりを求めたり、心の安心を求めたりする傾向があるので、これは家でやったんだからだめというふうにはなかなか対応できないのも現実である。この点もあわせて検討してもらいたい。

次に、修学旅行の引率について伺う。本市の場合、中学校は2泊3日の修学旅行が大部分だと思う。この2泊3日の修学旅行に養護教諭が付き添っていくのが一般的だが、この間、単数校では養護教諭が存在しなくなるといった問題がある。逆に学校に残れば、引率に養護教諭——医療に関連した教職員がいなくなるという問題がある。他市の例を見ると、県内でも相

当数、非常勤、臨時的任用した看護師を雇い入れて引率してもらうとか、逆に養護教諭が修学旅行に行った場合には、そのかわりの後補充を非常勤で埋めているということもあるそうだが、このことについての対応を伺う。

○小泉教職員課長 養護教諭を含め、教職員は県費負担教職員であることから、その後補充については、本来的には県教委が行うことになっている。しかし、現在の制度では、修学旅行等の後補充における臨時の養護教諭等の配置はない。このことについては、以前より県に要望しているので、今後とも要望するとともに、市独自での養護教諭等の後補充については研究していきたい。

○江成委員 県への要望ということだが、県内12市では独自事業として行われているということも承知している。研究というお話だが、養護教諭の持っている日常学校運営の中での位置づけ、登校渋りのために保健室登校が大変大きな意味を持っている子供もいるわけなので、ぜひその子供たちにも安心した学校生活が送れるような配慮をお願いする。

次に、239ページの小学校費、中学校費に関連して、校外活動助成費について伺う。市内めぐりや音楽鑑賞、演劇鑑賞会、連合運動会、スケート教室など、多彩な市の支援事業が行われ、重要な事業として育っているわけだが、これについても、津久井地域ではなかなか一緒に参加するのは難しいという声を聞いているし、そういう実態もある。この点について、教育課程の運営上、検討する必要があると思うが、考えを伺う。

○須藤学務課長 小中学校の校外活動助成費だが、児童生徒が体験的な学習をするために必要な経費を支出しているものである。お話にあったように、合併に関連し、事前に旧相模原市と4町の校長の代表、もしくは教育研究会の代表で協議をした中では、教育機会の均等という観点もあるし、やはり基本的には相模原市の制度に合わせていくということで話し合いをしてきた結果、本市の制度に合わせていくということで実施しているものである。しかし、御指摘のように、かなりの時間をかけて往復し、こちらにいる時間の方が短い場合もあり、それが果たして教育効果上、どうなのかという観点もある。やはりこれについても、教育機会の均等という観点で実施し、それらを評価、検証した中で、今後あり方等について、校長会や関係者と協議をしなければならないと承知している。

○江成委員 246ページの社会教育総務費の備考20田名向原遺跡保存整備事業について伺う。ガイダンス施設が整備されると聞いているが、その概要と、遺跡公園として見学者増を含めた今後の活用方針について伺う。

○大川文化財保護課長 田名向原遺跡公園は、本年3月31日に開園し、県道を挟んだ東側に現在、ガイダンス施設を建設中である。ガイダンス施設は、延べ床面積が約600平方メートル、平屋建てで、平成21年度のオープンを目指し、今年度は建物、来年度は展示設備の整備、あるいは隣接する公園の整備、さらに駐車場の整備等を予定している。現在、史跡の公園があるわけだが、21年度にガイダンス施設がオープンした段階で、展示物による学習、あるいは史跡のガイダンス、あるいはさまざまな体験的な活動等を実施して、見学者等の増加あるいは施設の活用を図っていききたい。

○江成委員 市内でも歴史的に大変貴重な価値のある遺跡だと思うが、田名の中でも特に交通アクセスが悪い場所なのではないか。この点について、何か考えはあるのか。

○大川文化財保護課長 ガイダンス施設の完成に合わせて、隣接地に乗用車23台程度の駐車可能な駐車場を整備する計画である。バス路線等のアクセスが悪いわけだが、駐車場の整備を図り、アクセス向上に努めていきたい。

○江成委員 田名向原遺跡は大変貴重な歴史遺産なので、子供たちも多く見学、学習して、郷土相模原への愛着を深めることにもなると思う。今後、学校教育との連携も深めながら、より効果的活用を目指して取り組んでもらいたい。

○西村委員長 副委員長と交代する。

〔委員長、副委員長と交代〕

○西村委員 まず最初に、現在、学びプランの策定に取り組まれていると思うが、この基本的な考え方と今後の予定を伺う。

○佐藤学校教育課長 このプランは、本市の子供たちの実態を踏まえて、これまでの本市の教育のよさを生かしながら、津久井地域の教育資源を活用し、これからの約10年間を見込んだ総合的な学力向上支援施策で

ある。昨年度から現在まで5回にわたって策定委員会を開催した。その中では、保護者のニーズ、学校のニーズ、子供のニーズといったものを踏まえて、教師個々の力をさらに発揮しやすいような条件整備、あるいは教師の力をさらに伸ばすような仕組みづくり、さらに先生方の力を合計した学校運営力、学校の組織体としての力を高めるにはどうしたらいいかといったことが議論の柱となっている。今後、策定委員会は残すところあと1回ではあるが、その前に、今までの話し合いの成果を踏まえてパブリック・コメントを実施し、広く市民から意見を伺い、今年度末にはプランとして示したい。

○西村委員 今聞いた限りにおいては、非常に相模原の子供たちのことを考えた評価できるものであると期待している。しかし、国の教育方針や教育3法の改正などで、とりわけ教育は国策の影響を受けやすいものなので、私どももたくさんの懸念がある。今、回答されたような、本当に子供たちの側に立った人格形成を目指すようなプランが策定されるように要望しておく。

次に、図書館費について伺う。去年までは、新しい本を注文し、入荷するとお知らせの電話が来た。ところが、ことし6月からは電話をしないことになったようである。私も市民から問い合わせがあったので、図書館に直接電話をして確かめたところ、そのような回答だった。先ほど電算システムを導入して非常に充実したと言われていた。これからはインターネットでやりとりをするということのようだが、図書館利用者には子供もいれば、高齢者もいる。必ずしもパソコンを持っている市民だけではない。どういう理由で、電話での入荷のお知らせをやめたのか。

○小林図書館長 利用者が図書を予約し、図書館において用意できたときに、従来は利用者へ電話またははがきでお知らせしていたが、それも膨大な件数に上っていたので、インターネットでの予約化に伴い省力化を図るため、希望者にはEメールでお知らせする方法に変更した。御指摘のとおり、高齢者、その他、情報機器を操作するには不なれな方がいる。現実には、なぜ今までやっていたことをそのとおりやってくれないのかといったおしかりや御指摘の電話も図書館にいただいている。しかし、膨大な件数を処理するには、コンピューターシステムをフルに活用してやっていか

ざるを得ない状況である。いましばらく様子を見て、元に戻すというわけではないが、対応策がないか、よく検討したい。

○西村委員 決算上、どのくらいの費用が計上されているのか。

○小林図書館長 平成18年度の決算のもととなった件数だが、予約リクエストを図書館並びに19館の公民館図書室で処理した件数は合計19万849件で、17年度が17万6,912件で、インターネット予約、いわゆるウェブ予約の導入に伴い、これから1.5倍ないし2倍にふえていくだろうと推測している。

○西村委員 インターネット予約の場合、インターネットで返事をするのは簡単なことだと思う。少なくとも電話で返事が欲しいという人にだけでも返事をするというような形で、数を減らして実行することは可能だと思うが、その辺は考えなかったのか。

○小林図書館長 Eメールでの回答を希望される方にはメールアドレスを登録してもらい、図書館からメールでお知らせするというサービスを新規で始めた。

○西村委員 現在的には実行されていないのだから、ぜひ検討してもらいたい。わざわざ図書館に聞きに行くか、電話で問い合わせるか、コンピューターで確認するしかないというのでは、余りにサービスが低下し過ぎると思う。リクエストをもらったときに、入ったら連絡が欲しいという方に連絡の仕方を確認しておきさえすれば、それほど膨大な数にはならないだろうと思うので、検討してもらいたいがいかがか。

○小林図書館長 ウェブ予約は毎月4日から始まったばかりなので、しばらく推移を見て、何か対応できる点があるかどうかよく検討していきたい。

○西村委員 インターネットでは回答を得られない人のために、ぜひ検討をお願いしておく。

次に、水泳授業について伺う。小学校、中学校ではどのくらいの水泳授業が子供たちに保障されているのか。

○佐藤学校教育課長 通常、小学校の水泳指導は年間10回程度行われるのが通例となっている。ただ、天候の状態によって、10回が上下することもある。

○西村委員 ことしは非常に暑い夏だったが、水泳授業は4回とか5回だったという話を聞き、それでいいのだろうかという思いがある。総合水泳場へ出掛けていく子供たちの場合も同じく10回程度、保障されているのか。

○西原スポーツ課長 総合水泳場では、4校の水泳指導を5月から7月にかけて延べ28日間行っている。コマ数にして83コマとなっている。

○西村委員 そうすると、4校だから、1校7日間で83コマこなすということで、1校21コマという計算なのか。それは1クラスではなく、学校単位の話なのか。

○西原スポーツ課長 学校が合同で利用する場合もある。28日で83コマということである。

○西村委員 授業数的にはどうなのか。

○佐藤学校教育課長 学校の教育課程を編成するよりどころになっている小学校学習指導要領体育の部分においては、特に時間の定めはない。学校が適切と認め、水泳授業を行うに足る時間をみずから設定する。先ほど私は10時間と申し上げたが、これについて詳細を申し上げる。水泳の授業は、着替えたり、準備運動をしたりといった時間で、普通の体育授業よりも多目の時間設定が必要である。したがって、2時間を1つの単位とし、5回、 $2 \times 5 = 10$ ということで考えている。そのような形でなされるのが通例となっている。

○西村委員 内容はわかったが、非常に水泳授業が減ってきているのではないかという訴えも聞いている。とりわけ遠くまで行かなければならない水泳教室の場合、移動時間も入ってしまうことがあり、矛盾を感じている保護者もいると聞いている。その辺の改善について、ぜひ努力してもらいたい。

関連して、先ほど性教育読本を配付しているという話もあって、子供たちのそうした教育にも力を入れているということは理解している。最近では小学生でも女生徒が生理でプールに入れないという状況があり、保護者の承認がないと、それが認められないと聞いている。やはりこれは女性でないとかなかなかわからないところかもしれないが、予測せずにそういう事態になることもある。本人の申告をもって、きちんと先生が認めてくれる

ということが生徒と先生との信頼関係をつくることもあると思う。同時に、やはり衛生面もあり、プール管理の問題もあるので、その辺の指導について、全市的に教育委員会から通達なり指導をする必要があるのではないかと感じているが、いかがか。

○佐藤学校教育課長 教育活動は、子供の人権を尊重した上で行うべきものと認識している。思春期の特性で、水着になるのを恥ずかしがったり、あるいは水泳活動にスムーズに参加しない子供がいるのも現実である。そういった中で、体調を崩している、生理中であるといった場合については、保護者からの連絡、あるいは事前の連絡がまず第一と考えている。ただ、緊急にぐあいが悪くなるケースも生じるので、そうした場合については、教員がかかわる中で適切な措置をとりたい。また、体育科の教員が集まる研究会の場に体育担当の指導主事が出向き、子供たち個々の人権を尊重した教育活動が行われるよう、そういった話は常々しているところである。

○西村委員 研究会でそうした意思を確認することもぜひお願いしたいと思うが、家庭や保護者に対し、教育委員会から指導や通達を行うことは考えていないのか。

○佐藤学校教育課長 通常、学校において行われる教育活動は校長の裁量のもとで行われるものである。したがって、私たちが一方的に保護者に通知を出すということは、ほぼありえない事態である。私どもの基本的な考えを校長に伝え、必要があれば、校長が保護者に説明するなりしている。なお、それぞれの教科授業の特性があるので、例えば体育の授業はこういうものが必要で、こういうことが起きた場合、事前にこういう連絡をしてほしいなり、そういったガイダンスは一般的に入学時あるいは学年初めの保護者会において、十分行われているものと理解している。

○西村委員 基本的に踏まえてもらっていると私も信頼している。しかし、全部を調べたわけではないが、学校によってはばらつきがあるというのも現実である。校長にお願いするという形でもいいと思うが、ぜひ全市一体的な指導になるような措置を要望しておく。

最後に、教員の労働時間とメンタルヘルスについて、きょうも大分論議されたが、今、安全対策ということが非常に叫ばれる中で、先生方が早朝

出勤をしていると聞いている。全員ということではなく、交替制であったり、個々いろいろあると思うが、かなりの長時間勤務になってしまうケースもあると聞いているが、実態はいかがか。

○小泉教職員課長 勤務時間のお尋ねかと思うが、各学校によって大分実態が違うかと思う。ただ、基本的に勤務においては8時間が1つの区切りとなるので、例えば超過した場合、もしくは早く来た場合は、ずれ勤務ということですらしたり、あるいは後日、その回復措置を行っている。ただ、行事が詰まっていたり、個々の子供への対応ということで確保できない現状は多少なりともあると思う。

○西村委員 もちろん、先生方には時間外の規定はないだろうし、やむを得ず仕事があつて帰れないということはあると思うが、基本的に例えば早朝出勤した場合、その分、早く帰っていいということが基本だと理解していいのか。

○小泉教職員課長 そのとおりである。

○西村委員 仕方がないと言いながら引き受けていくことがメンタルヘルスの原因になったり、いろいろ子供たちへの影響も出てきている現実がある。先ほど来、いろいろ話題になっていたところだが、ぜひとも長時間労働が強制されないような状況をつくってもらいたいと思う。

〔西村委員、委員長に復帰〕

○西村委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第70号平成18年度相模原市一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分は、認定することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○西村委員長 起立多数。

よって、議案第70号は認定すべきものであると決した。

休憩する。

午後 6 時 4 8 分 休憩

午後 6 時 5 2 分 開議

○西村委員長 再開する。

◇○○◇

議案第 8 6 号 平成 1 8 年度城山町一般会計歳入歳出決算(所管部分)

○西村委員長 議案第 8 6 号平成 1 8 年度城山町一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔三沢教育環境部長説明〕

○西村委員長 これより質疑を行う。

○岸浪委員 5 4 ページの学校管理費の子どもと親の相談員設置事業の内容を伺う。

○弦巻城山教育課長 この事業は、平成 1 6 年度、1 7 年度の 2 カ年における県の研究委託事業ということで実施した。主な内容としては、小学校における不登校について早期段階で対応を図るため、小学校内に相談室を設置し、子どもと親の相談員を設置した。子供や親が自由に相談に行き、まず、相談員が子供の話し相手になり、心のケアを行うものである。

○岸浪委員 1 6 年度、1 7 年度というと、小林委員がおられたときの大きな仕事だったのではないかと思うが、開かれた学校、地域に根差した学校という視点からすると、もっと私たちも研究しなければならない部分があると思う。私どもも研究するが、ぜひ行政も研究し、何かの事業に反映してもらいたいと要望しておく。

○西村委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって城山町一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 86 号平成 18 年度城山町一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分は、認定することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○西村委員長 起立多数。

よって、議案第 86 号は認定すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第 91 号 平成 18 年度藤野町一般会計歳入歳出決算（所管部分）

○西村委員長 議案第 91 号平成 18 年度藤野町一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔三沢教育環境部長説明〕

○西村委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 48 ページのブックスタート事業について伺う。本市でも図書館において、おはなし会等、盛んに行われているのは承知しているが、これとの違いについて等、簡単でいいので伺う。

○小菅藤野教育課長 ブックスタート事業は平成 14 年度から実施しており、4 カ月健診時にボランティア 3 名が親とともに絵本の読み聞かせを行い、絵本を配布する事業である。ブックスタートという機会を活用し、親子のコミュニケーション、触れ合いを通して、図書になれ親しんでもらいたいという趣旨で取り組んでいる。

○阿部委員 心の伝わるいい事業ではないかと思うし、個人的に話も聞いており、今の説明でもそのように感じた。事業としてもいいと思うが、図書館では、おはなし会もやっており、いろいろな形で幼児に本を好きになってもらう、図書館を好きになってもらうために引き継げるものはたくさんあるのではないかとずっと感じていた。ぜひ、その辺の検討もお願いする。

○西村委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって藤野町一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第91号平成18年度藤野町一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分は、認定することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○西村委員長 起立総員。

よって、議案第91号は認定すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

請願第3号 義務教育費国庫負担制度存続と教職員定数改善計画
早期策定を求めることについて

○西村委員長 請願第3号義務教育費国庫負担制度存続と教職員定数改善計画早期策定を求めることについてを議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に理事者側より本件に関する現状等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議ないので、理事者側の説明を求める。

○溝呂木教育局長 請願第3号義務教育費国庫負担制度存続と教職員定数改善計画早期策定を求めることについて説明する。

市町村立学校の教職員の給料、各種手当等については、市町村立学校職員給与負担法により、都道府県が負担することとなっている。一方、国は、義務教育について、憲法に定められた義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに対してその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的に、義務教育費国庫負担法を施行している。

昭和60年度以降、国の行財政改革により、義務教育費国庫負担対象経費の縮減が図られており、一般財源化が進められている。当初、国庫負担

であった教職員の旅費が全額県費負担となり、教材費も全額市費負担となっている。その後も、平成元年には恩給費が、平成15年からは共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金についても一般財源化が行われ、国庫負担の対象外とされた。

国の構造改革の柱の一つである三位一体改革により、平成17年11月に義務教育制度については、義務教育費国庫負担制度を堅持することが決定されている。その方針のもと、平成18年度より、国の都道府県に対する給与費の負担が原則として、それまでの2分の1から3分の1に引き下げられることになった。したがって、残り3分の2の負担については、県の負担となっている。なお、国庫負担対象は、従来どおり事務職員等を含む教職員である。

今後、公立小中学校の教職員の給与費等の国庫負担が廃止された場合、義務教育の円滑な運営に多大な影響を及ぼすことが懸念される。このため、本市教育委員会としては、神奈川県教育委員会を初めとして、全国都市教育長協議会や中核市教育長連絡会等に対して、義務教育費国庫負担制度を堅持していただくよう、国への申し入れを要望しているところである。

次に、義務教育教科書の無償給与制度についてだが、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、昭和38年度から行われているもので、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、広く国民の間に定着している。平成17年10月26日の中央教育審議会答申においても、無償給与は引き続き必要であるとされており、今後も継続されなければならない制度であると考えている。

また、次期教職員定数改善計画について、国は、平成17年12月に、18年度から5年間の公立小中学校の教職員確保の目標を定める第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画策定を見送っている。生きる力をはぐくむために必要な確かな学力を身につけさせるため、個に応じたきめ細かな指導を充実させる定数の改善は必要不可欠である。このため、本市教育委員会としては、神奈川県教育委員会に対し、次期教職員定数改善計画を策定していただくよう、国への申し入れを要望しているところである。

以上である。

○西村委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 新政クラブとしては、採択の方向でお願いします。

○西村委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

請願第3号義務教育費国庫負担制度存続と教職員定数改善計画早期策定を求めることについては、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○西村委員長 起立総員。

よって、請願第3号は採択すべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議ないので、一任願う。

—————◇○◇—————

委員会行政視察について

○西村委員長 お諮りする。委員会行政視察については、会議規則第94条の規定により、お手元の委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議ないので、そのように決した。

以上をもって文教委員会を閉会する。

午後7時10分 閉会